

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月30日
【計算期間】	第5期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【ファンド名】	UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－ USダイナミック・グロース （UBS Universal Trust (Cayman) III- US Dynamic Growth）
【発行者名】	UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド （UBS Management (Cayman) Limited）
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー （Director, Brian Burkholder）
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY 1 -1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、 ウグランド・ハウス、私書箱 309 （P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1- 1104, Cayman Islands）
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安 達 理 同 橋 本 雅 行
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【事務連絡者氏名】	弁護士 吉 村 紘 子 同 城 所 尚 史 同 宗 像 俊 太 同 榎 本 雄
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03（6775）1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）米ドルの円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（注2）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注3）本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、毎年4月1日に始まり3月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、2021年9月28日（ファンドの運用開始日）から2022年3月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストであるUSダイナミック・グロース（以下「ファンド」といいます。）の投資目的は、長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、主に、金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことです。当該米国企業は、MSCI米国グロース・インデックス（以下「インデックス」といいます。）から選択することも、インデックス以外から選択することも可能です。また、インデックス以外から選択される非米国企業への投資も純資産の10%を上限として行うことができます。ファンドは、アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンドのI US\$クラス投資証券（クラスI投資証券の一つ）（以下「投資対象ファンド」といいます。）に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、ノムラ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー（以下「アンブレラ・ファンド」といいます。）のサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、2014年アイルランド会社法に基づきアイルランドにおいて有限責任会社として設立された変動資本のオープン・エンド型のアンブレラ型投資法人であり、2011年欧州共同体（UCITS）規則に従い譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」といいます。）として設立されました。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、投資対象ファンドの投資顧問会社（以下「投資対象ファンド投資顧問会社」といいます。）を務めており、投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンド投資顧問会社とアメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（以下「投資対象ファンド副投資顧問会社」または「ACI」といいます。）との間の副投資顧問契約に基づき、投資対象ファンド副投資顧問会社に投資運用業務を委託しています。投資対象ファンド副投資顧問会社は、米国企業の分析に強みを持つ資産運用会社です。投資対象ファンド副投資顧問会社は、パフォーマンス重視の資産運用に特化した米国の独立系投資運用会社であり、短期的なパフォーマンスではなく長期的な企業収益の見通しに基づいて株式投資を行います。

ファンドは、現金（米ドル）、現金（日本円）およびマネーマーケット証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証券および国債を含みますがこれらに限定されません。）を保有することもできます。純資産総額の上限は、50億米ドルまたはUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）がその単独の裁量により決定するその他の金額です。

b. ファンドの特色

ファンドは、エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2021年8月26日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。トラストは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの為にファンドの米ドルクラス受益証券（以下「受益証券」または「米ドルクラス受益証券」といいます。）を発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

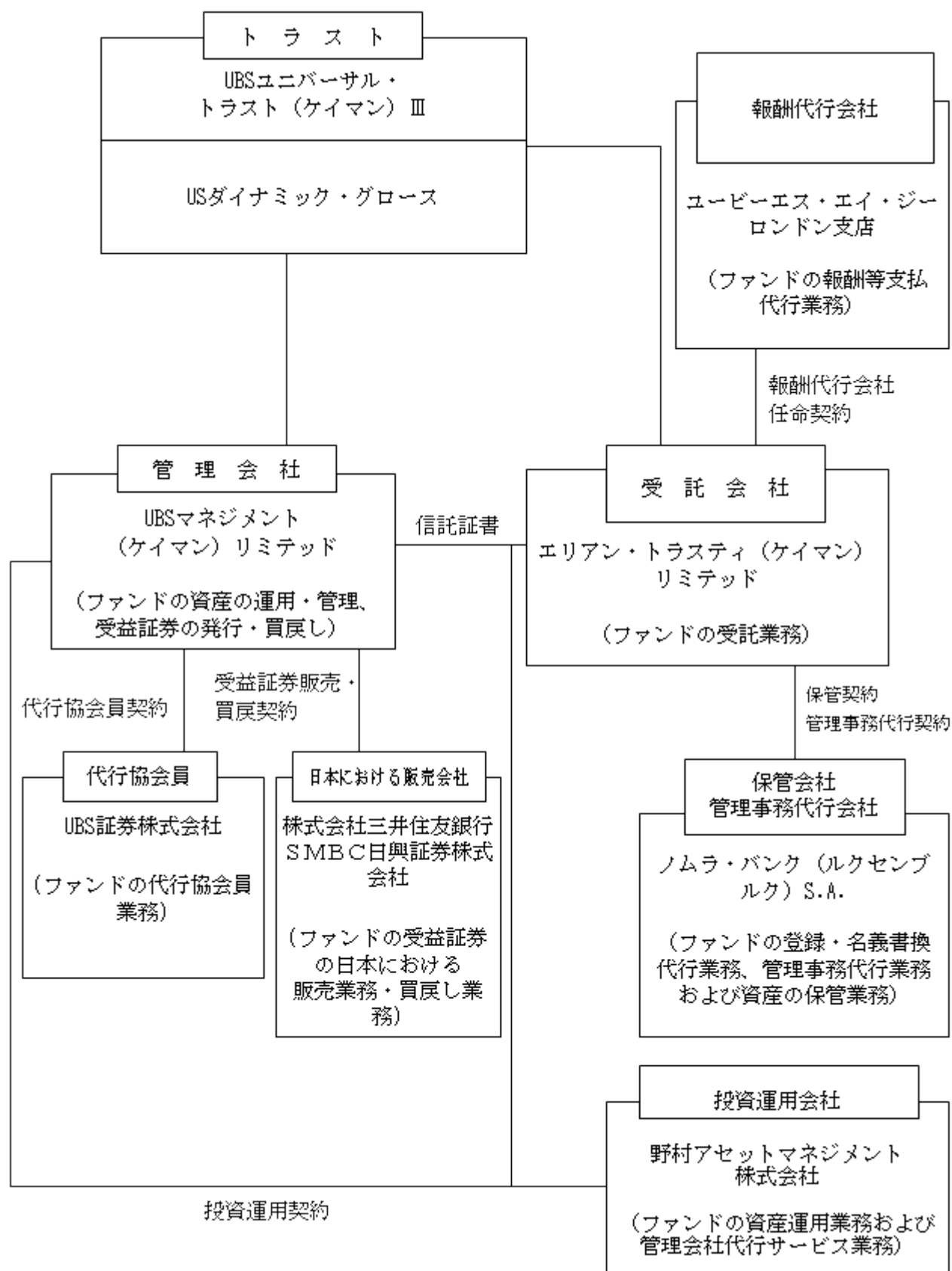
管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義します。）に従って、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

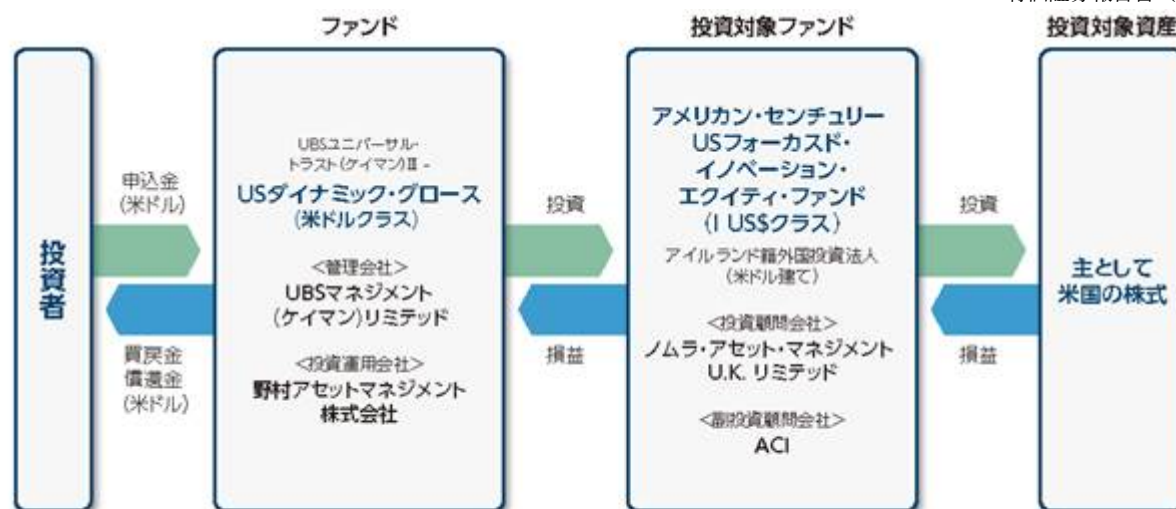
（２）【ファンドの沿革】

2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2021年8月26日	補遺信託証書締結
2021年9月28日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み





※投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の株式となります。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管会社 管理事務代行会社	2021年9月28日付で受託会社との間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。 2021年9月28日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年9月27日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注3）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
株式会社三井住友銀行	日本における販売会社	2021年9月10日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
SMBC日興証券株式会社	日本における販売会社	2021年9月10日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注4）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年9月27日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注5）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
野村アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2021年9月28日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注6）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／またはJSDAにより要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

（注5）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注6）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年7月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約11,813万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッ セ45)	735,000株 (100%)

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

（i）準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき登録されています。トラストおよびファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ii）準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、（CIMAが免除する場合を除き）募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的にファンドの募集が行われている場合には、募集書類の情報に重大な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更から21日以内に修正した募集書類をCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示することはありませんが、規制対象となるミューチュアル・ファンドに関する募集書類の内容について、随時、規則または方針を発表または改訂することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （i） 弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- （ii） 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （iii） 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （iv） 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （v） 下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法（その後の改正を含みます。）
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー（KPMG LLP）（以下「本監査人」といいます。）です。ファンドは毎年3月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を9月30日までにCIMAに提出します。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年3月31日に終了します。監査済財務書類は、ルクセンブルクで一般に認められた会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者が

ら請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（信託会社および投資信託管理会社としてC I M Aに認可されています。）は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をC I M Aに毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。C I M Aの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C I M Aは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 投資目的および投資方針

Ⅰ．投資目的

ファンドの投資目的は、長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、主に、金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことです。当該米国企業は、インデックスから選択することも、インデックス以外から選択することも可能です。また、インデックス以外から選択される非米国企業への投資も純資産の10%を上限として行うことができます。ファンドは、投資対象ファンドに、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待されます。投資対象ファンドは、アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドです。アンブレラ・ファンドは、2014年アイルランド会社法に基づきアイルランドにおいて有限責任会社として設立された変動資本のオープン・エンド型のアンブレラ型投資法人であり、2011年欧州共同体（UCITS）規則に従いUCITSとして設立されました。

ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、投資対象ファンド投資顧問会社を務めており、投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンド投資顧問会社と投資対象ファンド副投資顧問会社との間の副投資顧問契約に基づき、投資対象ファンド副投資顧問会社に投資運用業務を委託しています。投資対象ファンド副投資顧問会社は、米国企業の分析に強みを持つ資産運用会社です。投資対象ファンド副投資顧問会社は、パフォーマンス重視の資産運用に特化した米国の独立系投資運用会社であり、短期的なパフォーマンスではなく長期的な企業収益の見通しに基づいて株式投資を行います。

ファンドは、現金（米ドル）、現金（日本円）およびマネーマーケット証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。）を保有することもできます。

投資運用会社（以下に定義します。）は、投資対象ファンド、現金（米ドル）、現金（日本円）およびマネーマーケット証券により構成されるファンドのポートフォリオ（以下「ポートフォリオ」といいます。）について、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、野村アセットマネジメント株式会社（以下「投資運用会社」といいます。）を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。また、投資運用会社は、投資対象ファンドの投資対象資産を監視し、ポートフォリオにおける投資対象ファンドのエクスポージャーの比率管理等を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

(a) 投資対象ファンド、および

(b) 現金（米ドル）、現金（日本円）およびマネーマーケット証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金証書および国債を含みますがこれらに限定されません。）。

投資運用会社は別途目論見書補遺において許容される場合を除き、ショート・ポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、米ドルクラス受益証券に帰属する純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。純資産総額とは、受託会社の指揮監督の下、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特に、管理事務代行会社によって決定される投資対象ファンドの価値に基づき、各評価日に計算されます。

「評価日」とは、各ファンド営業日および／または管理会社が適宜ファンドに関して決定することのできるその他の日をいいます。

ファンドが投資を行う、投資対象ファンドのI US\$クラス投資証券は米ドル建てです。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産（現金（日本円）を除きます。）への投資は行いません。

■ ファンドの目的

実質的に主として米国の金融商品取引所に上場している、長期的な成長が期待できる企業の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることを目指します。

■ ファンドの特色

- 1 主に米国株式を実質的な投資対象とし、将来的な成長が期待できる企業の中でも、より成長の初期段階にある企業に厳選投資します。
- 2 投資対象ファンドの実質的な運用は、米国企業の分析に強みを持つアメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インク（以下、「ACI」といいます。）が行います。
 - ・ ACIはパフォーマンス重視の資産運用に特化した米国の独立系運用会社です。
 - ・ 短期的な業績に捉われることなく、長期的な企業収益の見通しに立った株式投資を行います。

※ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 分配方針

原則として分配は行わない予定です。ただし、管理会社の決定により分配を行うことがあります。

※上記は、将来の分配金支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配が行われる場合、受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後のファンドの運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

II. 投資対象ファンドに関する情報

ファンドは、実質的に全ての資産が投資対象ファンドに投資されるよう、投資対象ファンドに対するフィーダー・ファンドとしての役割を果たします。ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドの投資戦略のパフォーマンスに依拠します。ファンドおよび／または投資対象ファンドが投資目的を達成し、または著しい損失を回避するとの保証は一切なされません。

投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、インデックスを上回るトータル・リターンを提供することです。

投資対象ファンドの投資方針

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドに最も適した資産を選択するために、3段階の投資戦略を用います。

1) 独自のモデル・ランキング

まず、投資対象ファンド投資顧問会社は、ファンダメンタル加速度（売上高や収益の増加等）、収益の質（貸借対照表、収益性／利幅、キャッシュフロー指標等）、相対力（株価モメンタム等）および株価評価に基づき株式を格付けする独自の定量的モデル格付ツールを使用して、投資対象ファンドの投資ユニバースを構成するインデックスに含まれる企業およびその他のインデックスに含まれない企業をスクリーニングし、投資ユニバースを200～250銘柄に絞り込みます。投資対象ファンド投資顧問会社は、企業との会合や業界の人脈を通じて投資アイデアを生み出すこともあります。

2) ファンダメンタル分析

次に、投資対象ファンド投資顧問会社は、絞り込まれた企業につき詳細なファンダメンタル調査を行い、企業の質、成長の推進要因、成長および収益性の持続可能性を見極め、確認します。調査の過程においては、投資対象ファンド投資顧問会社は、企業に関する過去のデータ、財務報告書、他社が公表した外部調査、投資対象ファンド投資顧問会社が行った内部調査および最終的には調査対象企業自体の経営陣との対話を含む多くのリソースを利用することができます。投資対象ファンド投資顧問会社は、長期的に価値が上昇すると考える企業の株式および株式関連証券に投資することを目指します。投資対象投資運用会社は、企業のファンダメンタルな事業動向が加速しており、評価が魅力的で、その株式が相対的な強さを示している場合に、当該企業の株式は優れたパフォーマンスを上げる良好なポジションにあると考えます。投資対象ファンド投資顧問会社は、経済予測ではなく、主に、投資対象ファンド投資顧問会社自身による個々の企業の分析に基づいて投資判断を行います。投資対象ファンド投資顧問会社は、「質の高い」または「優良な」事業（定評があり、現在優位な市場ポジションにある、または業界の中心的企業となる可能性のある資本利益率の高い企業を含みます。）に投資することを信条としています。投資対象ファンド投資顧問会社は、(a)ファンダメンタルの変化の加速率と、株価の相対的なパフォーマンスの向上とを組み合わせることで検討することにより、企業をそのライフサイクルの初期段階で見出すこと、および(b)企業の競争上の地位と成長見通しをより正確に評価することを目指して、精密で差別化されたファンダメンタル調査を行います。投資対象ファンド投資顧問会社は、企業の財務状況や収益動向の変化に迅速果断に対応することで、企業の経営状況の改善または悪化がもたらす長期的な影響を徐々に認識する市場傾向を利用できると考えます。

この投資判断形成プロセスにおいて、投資対象ファンド投資顧問会社は、同社独自のESG評価において特定された重大なリスクも評価し、検討します。投資対象ファンド投資顧問会社は、優れたESG特性を有する企業は、将来的な課題に対してより有利な立場にあり、長期的な企業ファンダメンタルを強化できると考えます。

3) ポートフォリオ構築

最後に、投資対象ファンド投資顧問会社は、流動性の制約、リスク管理ガイドラインおよび成長志向のパフォーマンス・トレンドを参考に、投資対象ファンドのポートフォリオを構築します。投資対象ファンド投資顧問会社は、強力な「売却」規律を採用し、これにより、ひとたび株価やリスク目標等の一定の基準に合致した株式は、投資対象ファンドから部分的または完全に売却されることが確実にになります。

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの資産を主に米国の成長企業に投資することを予定しているものの、外国企業の有価証券が投資対象ファンド投資顧問会社の選別基準を満たしている場合、当該有価証券に投資する場合があります。

通常の市況のもとでは、投資対象ファンド投資顧問会社は、一般的な株価の動向にかかわらず、基本的に投資対象ファンドの全額を株式に投資したまま維持する予定です。

市場または経済が異例の状況にある場合には、投資対象ファンドは、純資産の10%を上限として、投資適格および非投資適格の両方の債券および債券関連証券にも投資することにより、一時的

な防衛的ポジションを取ることができます（下記参照）。投資対象ファンドは、防衛的ポジションを取る限り、その投資目的を達成することができないおそれがあります。

投資対象ファンドは、上記の投資目的および方針を達成するため、積極的かつ頻繁にポートフォリオ有価証券の取引を行うことができます。これにより、（有価証券の売買に関する）取引コストが増加し、パフォーマンスに影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの投資ガイドライン

投資対象ファンドは、以下のガイドラインに従って管理されています。

投資対象ファンドは、通常の市況においては、主に、関連する金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券に投資します。かかる米国企業は、インデックスから選択することも、インデックス以外から選択することも可能です。加えて、投資対象ファンドは、純資産の10%を上限として、インデックス以外から選択される米国以外の企業にも投資することができます。上記の投資戦略にて詳述しているとおり、投資対象ファンド投資顧問会社は、初期の急速な成長段階にある企業の株式は時間の経過とともに価値が増加すると考えており、かかる企業の株式を選好します。

投資対象ファンドは、インデックスに対する、直接的なまたは金融商品（米国預託証券およびグローバル預託証券（これらはインデックス以外（米国以外）の国の証券取引所に上場されていることがあります。）を含みますが、これらに限られません。）への投資を通じてのエクスポージャーを有することがあります。

投資対象ファンドは通常、投資日の時点で20億米ドル以上の時価総額を有する企業に投資します。

投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社が、現金比率をより高めることが正当であると考える期間、および以下に記載する場合を除き、株式および株式関連証券にほぼ全て投資されたポジションを維持するように運用されます。

また、市場または経済が異例の状況にある場合には、投資対象ファンドは、純資産の10%を上限として、投資適格および非投資適格の両方の債券および債券関連証券にも投資することができます。かかる債券および債券関連証券には、政府、政府機関または企業が発行する、証券（米国短期国債等）、債券、優先証券（債券および株式双方の特徴および性質を併せ持つ債券であって、一般的に満期日が設定されておらず任意償還が可能であり、また、クーポンの代わりに固定利率または変動利率の分配金を支払うこととなっており、かつ、普通株式よりも優先的に扱われるが優先債務よりも劣後的に扱われるもの）、ゼロ・クーポン債、現物支給証券または延払証券、および変動利付商品（投資家に支払われる利息が時間の経過とともに原金利水準に合わせて変動する変動利付債券等の変動する利率を有する債券）が含まれます。投資適格証券とは、全国的に認知された統計的格付機関が使用する4つの最上分類のいずれかに格付けされているか、または投資対象ファンド投資顧問会社によってこれらと同等の信用力を有すると判断されたものをいいます。非投資適格証券とは、全国的に認知された統計的格付機関が使用する4つの最上分類未満に格付けされているか、格付けされていない場合は、投資対象ファンド投資顧問会社によってこれらと類似の質を有すると判断されたもの（かかる評価は、当該有価証券の発行体の信用特性（財務力（収益性、キャッシュフロー、流動性、レバレッジ等）、事業の概要、経営の質、ならびに政治、法および規制に関する環境等）を審査の上、投資対象ファンド投資顧問会社が決定します。）をいいます。

投資対象ファンドは、純資産の10%を上限として、上場投資信託を含むその他の適格な集団投資スキームにも投資することができます。上場投資信託への投資は、譲渡可能証券および集団投資スキームへの投資に伴う投資制限に従うものとします。

投資対象ファンドは、効果的なポートフォリオ運用および／またはヘッジ目的で、金融デリバティブ商品も利用することができます。

投資対象ファンドは、インデックスを上回るパフォーマンスを追求しているため、インデックスを参照して積極的な運用を行います。投資対象ファンドの有価証券の一部は、インデックスの構成銘柄となる場合があります、また、インデックスと同様の比重を有する場合があります。ただし、上記

のとおり、投資対象ファンドはインデックスから乖離する場合があります、投資対象ファンド投資顧問会社は、その裁量でインデックスに含まれない企業またはセクターに投資することができます。

投資対象ファンド投資証券の詳細

投資対象ファンド 投資証券の名称	アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド (I US\$クラス)
投資対象ファンドの形態	アイルランド籍オープン・エンド型のアンブレラ型投資法人のサブ・ファンド
運用の基本方針	長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、MSCI米国グロース・インデックスを上回るトータル・リターンを提供することを目指します。
主要投資対象	関連する金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券
投資対象ファンド報酬	最大年率0.85%程度(有価証券届出書提出日現在) ※投資者がファンドを介さず投資対象ファンドに直接投資する場合等、最大年率1.1675%の管理報酬等がかかる場合があります。
その他の費用・経費	投資対象ファンドの設立に関連する費用および経費、ならびに効果的なポートフォリオ管理技術、取締役報酬および投資調査費用から発生する運営費用および手数料などを含むがこれに限定されないその他費用および経費等
投資対象ファンドの 投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッド
投資対象ファンドの 副投資顧問会社	ACI ※投資対象ファンドの投資顧問会社であるノムラ・アセット・マネジメント U.K. リミテッドは、実質的な投資運用業務をACIに委任しています。

日本における受益証券の販売ポリシー

投資信託協会の規則が規定する日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズに係る制限およびJSDAの規定する外国証券の取引に関する規則に係る選別基準に関連して、投資対象ファンドは以下の投資制限を適用します。

- ① 空売りの制限：空売りされる有価証券の時価総額は、投資対象ファンドの純資産価額の総額を超えないものとします。
- ② 借入れの制限：借入残高の総額が投資対象ファンドの純資産価額の10%を超えることとなる借入れを行ってはなりません。ただし、特別または緊急の場合（合併等の場合）、一時的に10%を超えることを許されます。本項において、借入れとは銀行からの借入れをいい、したがって、リバース・レポ取引およびダラー・ロールを含みますがこれらに限定されない取引は、上記の10%の上限の対象とはなりません。
- ③ 同一法人の株式の取得制限：任意の会社（投資法人を含みますが、日本の公募投資信託であるファンド・オブ・ファンズの場合に限ります。）の議決権付きの発行済株式総数の50%を超える株式を取得することはできません。ただし、契約型投資信託の場合、同一の管理会社により運用されている全ての投資信託の保有分を合算して、50%を超える株式の取得をすることはできません。当該割合制限は、投資時において適用されます。
- ④ 流動性の低い有価証券への投資制限：投資対象ファンドの純資産価額の15%を超えて、私募株式、非上場株式または流動性の低い証券化関連商品に投資することはできません。投資対象ファンドが当該証券に投資する場合、当該証券が公正価格にて算定される方法が講じられるものとします。
- ⑤ 利害関係当事者との取引の制限：投資対象ファンド投資顧問会社が、自己または受益者以外の第三者の利益を図る目的で行う取引をはじめ、投資対象ファンドの受益者の保護に反する、または投資対象ファンドの資産の運用の適正を害する取引は禁止されています。
- ⑥ デリバティブ取引およびその他の同様の取引の制限：投資対象ファンド投資顧問会社は、（投資対象ファンド投資顧問会社が決定する合理的な方法により事前に計算される）取引額が投資対象ファンドの純資産を上回るデリバティブ取引またはその他の同様の取引を行うことはできません。

- ⑦ 信用リスク管理：投資対象ファンド投資顧問会社は、その能力において可能な限り、アイルランドの2011年欧州共同体（UCITS）規則およびアイルランド中央銀行が発行したUCITS通達に記載されるリスク管理方法に従い、投資対象ファンドの信用リスクを管理するものとします。

投資対象ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社

投資対象ファンド投資顧問会社としてのノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッドは、実質的な投資運用業務を投資対象ファンド副投資顧問会社としてのアメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクに委託しています。アメリカン・センチュリー・インベストメント・マネジメント・インクの概要は以下のとおりです。

<ACIの概要>



- ・ACIは、パフォーマンス重視の運用を行い、投資運用業務に特化する運用会社です。
- ・1958年に米国のミズーリ州カンザス・シティで設立されて以来、運用資産残高は約3,060億米ドル(約48兆円)にのびります。

設立 1958年	役職員数 約1,400名以上	グローバル拠点数 9
運用資産総額 約3,060億米ドル(約48兆円)		投資プロフェッショナル数 198名

(注1) データは2025年12月末現在。

(注2) 運用資産総額は同時点の為替レート(1米ドル=156.56円)で換算。

(出所) ACIのデータを基にUBS作成

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A.、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である野村アセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケット・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ（「バラ」）・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA／株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

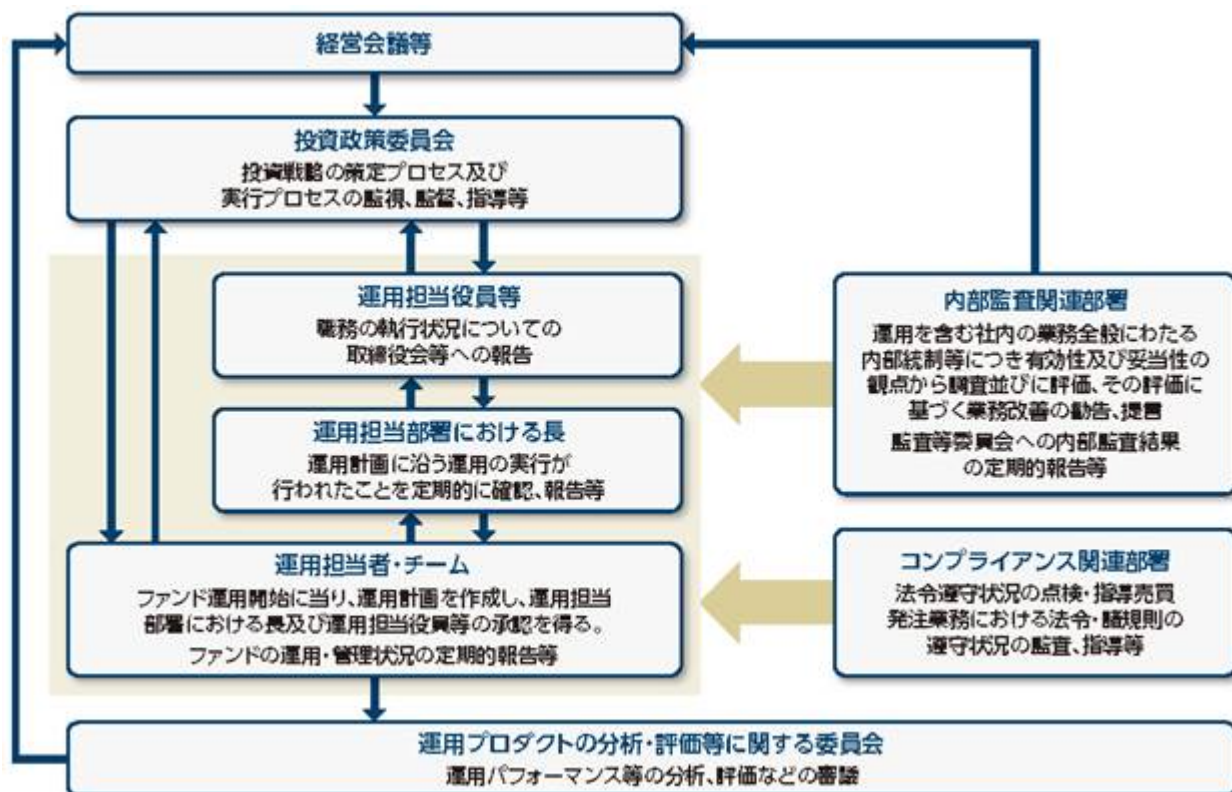
ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、バークホルダー氏は、HFファンド・サービス・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バー

クホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービスズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービスズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



（４）【分配方針】

米ドルクラス受益証券に関する現在のファンドの方針では、分配を行う予定はありませんが、管理会社は、その裁量により、随時、かかるクラスの受益証券に関して分配金を宣言し、支払うことができます。投資者は、投資対象ファンド投資顧問会社は、現在、投資対象ファンドについて分配を宣言する予定がなく、したがって、分配が宣言される場合には、あるクラスの受益証券に帰属する投資元本（投資対象ファンドの投資証券の換価）から拠出される可能性があることに留意してください。

管理会社があるクラスの受益証券に関して分配の宣言を行い、受託会社（または受託会社の委任を受けた管理事務代行会社）に分配の支払いを指示する場合、当該分配は、各分配宣言日において年次ベースで宣言される予定です。分配宣言日に関して宣言された分配は、かかる分配宣言日における受益証券の関連するクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格から控除されます。

投資者は、あるクラスの受益証券に帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、管理会社が当該クラスの受益証券に関する分配金を当該年に宣言しないと決定できることに留意することが重要です。

あるクラスの受益証券に関して分配金が支払われる場合、投資者は、一定の状況において、分配金の全部または一部が、当該クラスの受益証券の申込み水準に応じて、投資元本の買戻しの一部とみなされることにご留意ください。同様に、ファンドの運用実績に応じて、あるクラスの受益証券に関す

る元本増価が分配金額を下回る場合、当該クラスの受益証券に係る分配の全部または一部が投資元本の買戻しの一部とみなされる場合があります。

あるクラスの受益証券に関して全ての宣言された分配金は、対応する分配日に支払われます（かかる分配金に関して支払うべき税金を控除します。）。あるクラスの受益証券に関する分配金は関連する分配基準日に当該クラスの受益証券の受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。米ドルクラス受益証券に関するかかる分配金は、0.005は切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。

「分配宣言日」とは、各分配基準日の翌ファンド営業日（かかる日が取引日でない場合、翌取引日）またはある受益証券クラスについて管理会社が決定するその他の日をいいます。分配宣言日に関して宣言された分配は、かかる分配宣言日における受益証券の関連するクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格から控除されます。

「分配基準日」とは、2022年9月（同月を含みます。）から始まる毎年9月の最終ファンド営業日またはある受益証券クラスについて管理会社が決定するその他の日をいいます。

「分配日」とは、各分配宣言日の翌日から起算して4ファンド営業日目の日をいいます。

（5）【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の時価総額の合計はファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、私募株式、非上場株式または不動産などの直ちに現金化できない非流動性資産に投資してはなりません。ただし、JSDAが公表する外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（随時改訂または差し替えられる場合があります。）が要求する価格の透明性を確保する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、買付時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. 受益者保護に反する、またはファンドの資産の適切な運用に不利益を与える管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するいかなる取引（管理会社（または代理人）が自己または第三者の利益のために行う取引等）も、禁止されています。
4. 管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。ただし、合併等の特別緊急事態により、一時的にかかる10%を超える場合はこの限りではありません。
5. 管理会社（または代理人）は、取得の結果、管理会社（または代理人）が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社の合計議決権数が当該企業の全議決権の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。上記の比率は、買付時または現在の時価のいずれかで計算することができます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（i）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ii）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および／または（iii）（a）ファンドの終了に備える目的のため、もしくは（b）ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に

逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

① リスク要因

1口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 米ドルクラスは米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その財産のおおむね全てを投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

主な変動要因

価格変動リスク（株式市場リスク）

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。したがって、ファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

価格変動リスク（信用リスク）

債務不履行の発生等は、1口当たり純資産価格の下落要因です。

ファンドが実質的に投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生または懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

為替変動リスク

ファンドは、投資対象ファンドが米ドル建てのため、米ドル貨から投資する場合には、投資対象ファンドに対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、円貨で評価したファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。また、投資対象ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの1口当たり純資産価格が下落するおそれがあります。

時価総額リスク

時価総額で見た中小企業の有価証券またはその有価証券に関連する金融商品は、大企業の有価証券に比べて市場が限られている可能性があります。したがって、時価総額が大きく、幅広い取引市場を有する企業の有価証券に比べて、有利な時期に、または大幅な価格下落なしに売却することが困難になる可能性があります。また、中小企業の有価証券は、好ましくない経済報道などの市場の不利な要因に対して一般的により脆弱であるため、価格変動が大きくなるおそれがあります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券には、投資した資本の保護の機能はありません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a)ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b)投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c)ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益（すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益）は、とりわけ当該クラスの受益証券に帰属する投資対象ファンドのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象ファンドまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

ファンドは米ドルクラス受益証券に関する方針として、当該クラスの受益証券については受益者に分配を行うものではなく、ファンドの純利益および実現キャピタルゲインの全てを再投資する方針です。したがって、現在のリターンを求める投資家にとって、ファンドへの投資は適していない可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続きおよび規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻し通知日から関連する買戻日（以下に定義します。）までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有するクラスの受益証券に係る受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

将来、受益証券が複数のクラスで発行される可能性があります。受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しおよび購入により預期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - ② 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび／または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、あるクラスの受益証券の申込者は、関連する取引日（同日を含みません。）から3ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、同じクラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する）可能性があります。同様に、同じクラスの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同じクラスの受益証券を保有する全ての残存受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同じクラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金を受領される前に、投資運用会社がファンドの負担にかかる資金の決済を見込んで投資する（以下「事前投資」といいます。）可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不

履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

あるクラスの受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は当該クラスの受益証券に係る未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が該当するクラスの受益証券に係る監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - （3）管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費や、訴訟費用または補償費用およびその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

ファンドの最終買戻日は2163年12月1日が予定されていますが、潜在的投資者は、強制買戻事由が万一発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。強制買戻事由は、(i)いずれかの評価日においてあるクラスの受益証券に帰属する純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

為替リスク（米ドルクラス受益証券）

米ドルクラス受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資家の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨ユニット（日本円を含み、以下「投資家の通貨」といいます。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して特定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（米ドル安または投資家の通貨の高騰に伴う変動を含みます。）および米ドルまたは投資家の通貨に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。米ドルに対する投資家の通貨の高騰により、(a)投資対象ファンドの純資産価額および投資対象ファンドのユニット

1口当たり純資産価格の投資家の通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金（もしあれば）の投資家の通貨の相当額が減少する可能性があります。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および／または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

カントリー・リスク（政治的および／または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えを行う可能性もあります。投資先である新興国の経済情勢は、先進国と比べさらに不安定になりえます。これらの新興国のインフレ、国際送金、外貨準備金および国の当座勘定のポジションが悪化した場合、これらの国の外国為替市場および債券市場への影響は、安定性が高い先進国で同じような状況が起きた場合よりも大きくなる場合があります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報と同程度ではない可能性があります。

コロナウイルス

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症の大流行をパンデミックと宣言しました。新型コロナウイルス感染症の症例は、世界中で多数記録されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を完全に予測することは不可能ですが、この流行は世界経済に重大な影響をもたらす可能性が高いです。歴史的に、広範囲での伝染病の大流行は投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティを引き起こしました。このような影響は、とりわけ、新型コロナウイルス感染症の確認された症例数の世界規模での広がりに応じて、セクター、ビジネス、国家経済にわたり不均等に生じています。航空業、製造業、小売りおよび観光業を含む特定のセクターが現在最も深刻な影響を受けているとみられますが、新型コロナウイルス感染症を抑制できない場合、他のセクターも影響を受けることは疑いの余地がありません。

影響を受けた地域で行っている事業、または当該地域のサプライヤーもしくは顧客に依拠する事業に対して新型コロナウイルス感染症がもたらす財務的な影響が広く報告されています。影響を受けた事業は、それがもたらす様々な財務的な結果に直面する可能性があります。事業活動の鈍化は、流動性に悪影響を与える可能性があります。さらに、運転資金調達の封鎖、財務制限条項の違反、債務不履行事由の発生および／または解除金もしくは不履行に関するその他偶発債務を引き起こす状況に至った場合、支払い能力に関する懸念が悪化する可能性があります。

投資先が事業を行う世界金融市場または国内もしくは地域経済におけるこのようなマイナスの変化は、結果的にファンドまたはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国の当局がファンドまたはその投資先の事業運営を著しく妨げる措置を推奨または課す可能性があります。

新型コロナウイルス感染症大流行の全体像、期間、厳しさおよび影響は不確定であり、結果としてもたらされる経済の低迷および／または市場におけるマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、投資運用会社、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響をもたらす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象ファンドの利益、管理会社および／または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタルゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドに関して、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。ファンドに関する受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、受託会社、管理会社および投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取引決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。

た。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産または投資対象ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券およびその他の流動性の低い投資対象に投資する場合、投資運用会社または投資対象ファンド投資顧問会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。低流動性のリスクは店頭取引の場合にも発生します。かかる契約に規制市場は存在せず、売買価格は当該契約のディーラーのみが設定します。市場性のない証券への投資は流動性リスクが伴います。さらに、このような証券は評価が難しく、発行体は規制市場における投資家保護のための規則の対象となりません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタルゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資方針にかかるリスク

投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資対象ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

投資対象ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資対象ファンド投資顧問会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。投資対象ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限っ

て、ファンドへの投資を検討すべきです。投資対象ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしも投資対象ファンドの将来の結果を表すものではなく、また投資対象ファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および／または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および／またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連する全ての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社（管理会社を除きます。）も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

投資対象ファンドの一般的なリスク要因

投資ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドのユニットへの投資およびファンドによる投資対象ファンドのユニットの所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドのユニットを取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、各潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による収入の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了または解散することがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行されるユニットに投資できる可能性がなくなるその他の理由があることがあります。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資対象ファンドの評価

投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンド投資顧問会社および／または投資対象ファンドの管理事務代行会社により管理されています。かかる評価は、投資対象ファンドの未監査の財務書類に基づいて行われることがあります。かかる評価は、投資対象ファンドの純資産価額の試算である可能性があります。投資対象ファンドは、非流動的または積極的に取引されていない投資対象を数多く有する可能性があり、かかる場合、信頼できる純資産価額を取得することが困難である可能性があります。このため、投資対象ファンド投資顧問会社および／または投資対象ファンドの管理事務代行会社は、投資対象ファンドにより保有される投資対象につき、その公正価値に関する自らの判断を反映するために、見積もりを変更することがあります。したがって、評価は後日、上方または下方修正がなされる可能性があります。投資対象ファンド資産の評価に関する不確実性は、投資対象ファンドの純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの投資証券の保有者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があります、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンドの純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があります、投資目的達成のための投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資顧問会社および投資対象ファンド副投資顧問会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資顧問会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資顧問会社および／または投資対象ファンド副投資顧問会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資顧問会社および／または投資対象ファンド副投資顧問会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、投資対象ファンド投資顧問会社、投資対象ファンド副投資顧問会社およびその他のアンダーライニング・サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用（運用報酬、サービス提供会社報酬、設立費用および監査費用を含みますが、これに限りません。）の重複が生じうることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、直接投資の典型的な例または直接投資を行う投資ファンドの場合よりも純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

リバランスの頻度および費用

潜在的投資者は、投資対象ファンドにおけるリバランスの結果、投資対象ファンド全体のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスを減少させる取引費用をもたらす可能性があることに留意するべきです。

マスター・フィーダー構造

ファンドは、他の投資者と共に、「マスター・フィーダー」構造を通じて、その資産の全額または実質全額を投資対象ファンドに投資します。「マスター・フィーダー」構造、とりわけ同じポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者固有のリスクを示します。投資対象ファンドに投資する小規模の投資ビークルは、投資対象ファンドに投資する大規模の投資ビークルの行為によって重大な影響を受ける可能性があります。例えば、大規模な投資ビークルが投資対象ファンドから撤退した場合、残存するファンドは、比例して高い割合の運営費用を負担し、これにより低いリターンを生む可能性があります。投資対象ファンドの投資者（ファンドおよびその他投資者を含みます。）による短期間の相当額の元本の払戻しは、投資対象ファンドに対し最大の経済的利点を与えない時期および方法による投資ポジションの清算を必要とし、これにより投資対象ファンドの純資産価額、ひいてはファンドの純資産総額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があります。これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

流動性リスク

有価証券の需給状況、市場に対する相場見通し、経済および金融に関する状況の変化、有価証券が取引される市場の規模や厚みの変化、ならびに市場関係者の相違は、当該投資対象である有価証券の流動性に大きな影響を与える可能性があります。

投資対象ファンド固有のリスク要因

一般

投資対象ファンドの投資証券の価格には上昇と同様に下落の可能性もあります。投資対象ファンドがその投資目的を達成するという保証も、投資者が投資対象ファンドへの投資の全額を回収するという保証もありません。特定の法域における投資制限によって、投資対象ファンドの投資の流動性が制限される可能性があります。投資対象ファンドの投資利益および収益は、それが保有する投資対象の資本増価および収益から発生した費用を控除したものに基きます。したがって、投資対象ファンドのリターンは、かかる資本増価または収益の変動に伴い変動する可能性があります。投資者は、投資対象ファンドへの投資を中長期の投資と捉えるべきです。

エクイティ証券

エクイティ証券への投資に伴うリスクには、市場価格の変動、特定の発行体に悪影響を与える出来事、および、支払いの面においてエクイティ持分が債券等の他の有価証券に劣後することが含まれます。エクイティ証券の価格は激しく変動することがあります。有価証券の価格変動は予測が難しく、特に投機、需給関係の変化、政府間取引、財政、金融および為替の統制プログラムおよび政策、国内外の政治および経済的出来事、気候、金利変動ならびに市場固有のボラティリティの影響を受けます。さらに、政府は直接的におよび規制を通じて、随時特定の市場に介入することがあります。当該介入は大抵、直接的に価格に影響を与えることを目的としており、これらの市場で急速な変動を引き起こすことがあります。投資対象ファンド投資顧問会社およびその受任者が、将来の価格レベルを正しく予測できるという保証はありません。

時価総額リスク

時価総額で見た中小企業の有価証券またはその有価証券に関連する金融商品は、大企業の有価証券に比べて市場が限られている可能性があります。したがって、時価総額が大きく、幅広い取引市場を

有する企業の有価証券に比べて、有利な時期に、または大幅な価格下落なしに売却することが困難になる可能性があります。また、中小企業の有価証券は、好ましくない経済報道などの市場の不利な要因に対して一般的により脆弱であるため、価格変動が大きくなるおそれがあります。

市場リスク

投資対象ファンドが投資する可能性のある証券取引所の一部は、先進国市場の証券取引所に比べて規則が整備されていない場合があります。非流動的であるか、流動性が十分でないか、または激しく変動しやすいことが随時判明する可能性があります。これは、償還請求またはその他の資金調達要求に応じるために、投資対象ファンドがポジションを清算する際の価格に影響を及ぼすおそれがあります。

為替管理および本国送金に係るリスク

投資対象ファンドは、一部の国から資本、分配金、利息およびその他の収益の本国送金を行えない、またはかかる本国送金のために政府の同意を得る必要がある可能性があります。投資対象ファンドは、資金の本国送金への同意の導入、同意の遅延もしくは同意の付与の拒否によって、または取引の決済手続きに影響する公的な介入によって、悪影響を受ける可能性があります。経済または政治の状況によっては、ある国で投資が行われる前に与えられた同意が撤回もしくは変更され、または新たな制限が実施される可能性があります。

政治、規制、決済および副保管に係るリスク

投資対象ファンドの資産価値は、国際政治の進展、政府の政策の転換、税制の変更、外国投資および通貨の本国送金の制限、通貨の変動ならびに投資先の国のその他の法律および規制の動向等の不確実要素の影響を受けることがあります。さらに、投資先である一部の国において、その法的インフラならびに会計、監査および報告の基準は、主要証券市場で一般的に適用されるような投資家保護または投資家への情報提供の水準に達していない可能性があります。

法的インフラ

一部の対象国の会社法は、発展の初期段階にある可能性があります。これらの国が発展するにつれて、新たな法律の一部が投資対象の価値に対して、投資時には予想できなかった悪影響を与えるおそれがあります。かかる法律の効力は未だ不確実であるため、外国の株主の権利が保護される範囲についての保証はありません。さらに、一部の法域で最近制定された法律および将来の法律を解釈し、これらについて助言を行う、有資格の司法および法律の専門家が不足する可能性もあります。

流動性リスク

投資対象ファンドが投資した有価証券または金融商品の全てが上場または評価されるわけではなく、結果、その流動性が低くなる可能性があります。さらに、一部の投資に係る保有資産の買集めおよび処分は、時間がかかり、不利な価格で行われなければならない可能性があります。投資対象ファンドは、流動性の制限をもたらす不利な市況のため、公正価格で資産を処分することが困難になる可能性もあります。

償還リスク

投資対象ファンドの投資証券が大量に償還される場合、それにより投資対象ファンドが、通常であれば処分を望まない時期および価格での資産の売却を余儀なくされる可能性があります。

信用リスク

投資対象ファンドが投資する有価証券またはその他の金融商品の発行体が、かかる有価証券もしくは金融商品への投資総額またはかかる有価証券もしくは金融商品について支払われるべき金額の一部または全額の損失を引き起こす、信用上の困難に陥らない保証はありません。投資対象ファンドは、取引を行っている相手方、または金融デリバティブ商品の取引に関して証拠金もしくは担保を供している相手方の信用リスクにもさらされ、相手方による債務不履行のリスクを負います。

通貨リスク

投資対象ファンドの資産は、米ドル以外の通貨建てであることがあり、米ドルおよび当該資産の通貨間における為替レートの変動により、米ドルで表示された投資対象ファンドの資産価値が低下する可能性があります。かかる為替レートのリスクをヘッジするのは、不可能または現実的でない可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、金融デリバティブ商品を利用してかかるリスクを軽減することができますが、その義務を負っているわけではありません。

投資対象ファンドは、随時、直物または通貨先渡契約の締結によって、通貨為替取引を締結することができます。投資対象ファンドは、投機目的で先渡契約を締結しません。直物取引も通貨先渡契約も、投資対象ファンドの有価証券の価格または為替レートの変動をなくすものではなく、かかる有価証券の価格が下落した場合に損失を防ぐものでもありません。投資対象ファンドが保有する通貨ポジションは、同ファンドが保有する証券ポジションと対応しない場合があるため、投資対象ファンドのパフォーマンスは、為替レートの動向に大きく左右される可能性があります。

投資対象ファンドは、特定の証券取引または予定される証券取引の取引日と決済日の間に為替レートまたは金利が変化した場合、ポートフォリオ・ポジションの相対的価値の変動に対する保護を目的として、通貨為替取引を締結し、ならびに／または金融技術および金融商品を用いることができます。これらの取引は、ヘッジした通貨の価値下落による損失リスクの軽減を目的としています。同時に、ヘッジした通貨の価値が上昇した場合に実現する可能性がある収益も制限します。一般的に、関連する契約金額と対象有価証券の価値を完全に一致させることはできません。これは、関連する契約の締結日から当該契約の履行日までの間に対象有価証券の価値が市場で変動する結果、かかる有価証券の将来における価値が変化するためです。投資対象ファンドの投資対象の属性に完全に一致したヘッジ戦略の実行が奏功するとの保証はありません。一般に予想される為替または金利の変動については、かかる変動のために予想されるポートフォリオ・ポジションの価値の下落から資産を保護するために十分な価格で、これをヘッジできない可能性があります。

米国預託証券およびグローバル預託証券への投資

米国預託証券は、通常、米国の銀行または信託会社が発行する預託証券で、外国会社が発行した原エクイティ証券の所有権を証明します。グローバル預託証券は、通常、外国の銀行または信託会社が発行しますが、米国の銀行または信託会社が発行することもある預託証券で、外国または米国の会社が発行した原エクイティ証券の所有権を証明します。一般的に、記名式の預託証券は米国の証券市場での使用を想定し、無記名式の預託証券は米国以外の証券市場での使用を想定しています。投資対象ファンドの投資方針においては、投資対象ファンドが預託証券に投資した場合、それは原有価証券への投資とみなされます。

固定利付債への投資

固定利付債への投資は、金利、セクター、担保、債務不履行および信用に係るリスクにさらされます。低格付証券は、これらの証券が有する信用度の低さおよび債務不履行のリスクの高さを補うため、通常、高格付証券よりも高い利回りを提供します。一般的に、低格付証券は、主に金利の全体的な水準の変動に反応する高格付証券に比べ、企業および市場の短期的な変化を反映しやすい傾向にあります。低格付証券に投資する人は比較的少ないため、かかる証券を最適な時期に購入し売却することは難しい場合があります。

一部の国際的な債券市場で実行される取引量は、米国等の世界最大規模の市場での取引量に比べて大幅に少ないことがあります。したがって、かかる市場における投資対象ファンドの投資は、より取引量が多い市場で取引されている証券への類似の投資に比べて流動性が低く、価格が変動しやすい可能性があります。さらに、一部の市場では他の市場に比べて決済期間が長い場合があり、これはポートフォリオの流動性に影響を及ぼすおそれがあります。

国債への投資のリスク

政府が発行する金融商品へのエクスポージャーは、経済および政治に関する多大なリスクを伴う可能性があります。国債に投資することで、ファンドは対象となる国の政治、社会および経済の変化の直接的または間接的な影響にさらされます。政治的な変化は、関連する政府がその国債に係る債務の支払いを適時に行うかの意向に影響することがあります。とりわけインフレ率、外国への債務額および国内総生産に表れるかかる国の経済情勢も、関連する政府の債務の支払能力に影響を及ぼします。

一部のソブリン金融商品の保有者は、これらの債務のリストラクチャリングおよび繰延べへの参加、ならびに発行体への追加の融資を求められる可能性があります。ソブリン金融商品の保有者の利益は、リストラクチャリングの取決めの過程で不利な影響を受ける可能性があります。ファンドがエクスポージャーを有する可能性があるソブリン債の発行体は、外国債務の履行が極めて困難になるおそれがあります。これらの困難により、かかる国は、とりわけ債務に係る利息および元本の支払いの

繰延べならびに一部の負債のリストラクチャリングを余儀なくされる可能性があります。繰延べおよびリストラクチャリングの取決めは、新規もしくは修正与信契約の交渉、または未払いの元本および利息の「プレイディ債」もしくは類似の金融商品への転換により利息および元本の支払いを減額し繰り延べることで、ならびに利息の支払資金を調達するために新たな与信を入手することを含む可能性があります。投資対象ファンドは、一部のソブリン債務について債務不履行が起こった場合に、限られた法的手段しか取れない可能性があります。例えば、政府機関の債務の一部については、民間の債務と異なり、その債務不履行に対する救済が、債務不履行が生じた当事者の裁判所で追求されなければならない場合があります。したがって、法的手段は大幅に制限される可能性があります。

金利の変動

投資対象ファンドの投資証券の価値は、金利の大幅な変動によって悪影響を受ける可能性があります。

非投資適格証券

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資適格未満の格付けをされている有価証券（以下「非投資適格証券」といいます。）に投資する場合があります。非投資適格証券は、継続的な不確実性に直面することがあり、また発行体による利息および元本の適時の支払いの不能を引き起こす可能性がある、事業、財務または経済の不利な状況にさらされることがあります。投資対象ファンドの勘定で保有される一部の有価証券の低い格付けは、発行体の財務状況もしくは一般的な経済情勢もしくはその双方における不利な変化、または金利の予想外の上昇によって、発行体による利息および元本の支払能力が損なわれる可能性がより高いことを示しています。かかる有価証券は、債務不履行のリスクが高く、そのことが投資対象の資本価値に影響を与える可能性があります。

償却原価法

投資対象ファンドの投資対象の一部または全ては、償却原価にて評価される場合があります。償却原価法は、マネー・マーケット・ファンドである投資対象ファンドを評価する際、または、満期までの残存期間が6か月以下の有価証券を評価する際に限り用いられます。

短期金利が下落している期間においては、継続的な投資証券発行による投資対象ファンドへの純新規資金の流入が、投資対象ファンドのポートフォリオ残高よりも低い利回りを生むポートフォリオ商品に投資される可能性が高く、よって、投資対象ファンドの現在の利回りは低下します。金利が上昇している期間については、その逆が起こり得るといえます。

評価リスク

投資対象ファンドは、その資産の一部を、流動性および／または市場価格のない有価証券や金融商品に投資することがあります。このような投資や金融商品は、投資対象ファンドの取締役またはその代理人により、その想定される実現価値について、投資対象ファンド投資顧問会社と誠実に協議の上、評価されます。このような投資は、本質的に価値を評価することが困難であり、相当な不確実性を伴います。評価プロセスから得られる推定値が、当該有価証券の実際の売却または「クローズアウト」の価格を反映するとの保証はありません。

会計・監査・財務報告基準

投資対象ファンドが投資する可能性のある多くの国の会計・監査・財務報告基準は、米国、英国および欧州連合の企業に適用される基準よりも範囲が狭い場合があります。

優先証券

優先株式または優先証券に対して投資する可能性があります。優先株式または優先証券は、会社の資本構成において社債およびその他の債券に劣後するため、当該債券よりも高い信用リスクを伴います。さらに、優先証券は、議決権が無いまたは制限的であること、特別な償還請求権の対象となること、配当が延期されまたは省略されること、流動性が制限的であること、税制上の取扱いが変更されること、規制の厳しい業界に属する可能性があること等、その他のリスクにもさらされます。

デリバティブおよび金融技術・金融商品のリスク

一般

デリバティブ商品の価格は激しく変動します。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変化、貿易・財政・金融・為替管理に関する政府の制

度や政策および国内外の政治的・経済的な出来事や政策の影響を受けます。さらに、政府は随時、一定の市場、特に通貨・金利関連の先物やオプションの市場に、規制により直接介入します。このような介入は多くの場合、価格に直接影響を及ぼすことを意図しており、他の要因と併せて、金利変動等を原因として、これらの市場全てを同じ方向に急速に動かす可能性があります。さらに、金融技術・金融商品を用いることには、(1)ヘッジ対象証券の価格変動および金利変動を予測する能力に対する依存、(2)ヘッジ手段とヘッジ対象証券または市場セクターとの間の不完全な相関関係、(3)これらの手段を用いるために必要なスキルが、投資対象ファンドの有価証券を選択するために必要なスキルとは異なるという事実、(4)特定の商品に関して、特定の時点において流動性のある市場が存在しない可能性、および(5)効果的なポートフォリオ管理または償還の実行能力が阻害される可能性を含む、一定の特別なリスクも伴います。

投資対象ファンドは、特定のデリバティブ商品に対して投資される場合があります。権利や資産のみならず義務の引受けを伴う可能性があります。ブローカーに証拠金として預託された資産は、ブローカーにおいて分別管理されない場合があります。したがって、当該ブローカーの支払不能または破産の場合には、当該ブローカーの債権者が利用できるようになる可能性があります。

先物契約の流動性

特定の商品取引所では「一日の価格変動制限」または「日次制限」と呼ばれる規制により、特定の先物契約の一日の価格変動を制限しているため、先物ポジションの流動性は低い場合があります。このような日次制限の下では、一取引日中において日次制限を超える価格での取引を行うことはできません。特定の先物契約の価格が日次制限に等しい額だけ増加または減少した場合、トレーダーがその限度額あるいは限度内で取引を行う意思がない限り、先物ポジションを獲得または清算することはできません。これにより、投資対象ファンドは、不利なポジションを清算することができなくなる可能性があります。

先物リスク

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドのために、先物を利用して様々なポートフォリオ戦略を実行することができます。先物取引の性質上、証拠金となる現金は、投資対象ファンドが未決済ポジションを有するブローカーにより保有されます。ブローカーが支払不能となった場合または破産した場合、当該現金が投資対象ファンドに返還される保証はありません。

外国為替取引

投資対象ファンドが、その保有する譲渡性証券の通貨エクスポージャー特性を変化させるデリバティブを利用する場合、投資対象ファンドが保有する通貨ポジションと有価証券ポジションとが一致しない可能性があることから、投資対象ファンドのパフォーマンスは為替レートの変動の影響を強く受ける可能性があります。

先渡取引

先物契約とは異なり、先渡契約や先渡契約上のオプションは取引所において取引されず、標準化されていません。むしろ、銀行やディーラーがこれらの市場で当事者となって、個々の取引を個別に交渉します。先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されていません。すなわち、日々の値動きに制限はなく、投機的ポジション制限は適用されません。先渡市場で取引を行う当事者は、取引する通貨や商品について継続的にマーケット・メイクを行う必要はなく、また、これらの市場は、流動性の低い期間が発生することがあり、その期間は極めて長い場合もあります。市場の非流動性や混乱は、投資対象ファンドに重大な損失をもたらす可能性があります。

店頭市場リスク

投資対象ファンドが店頭市場で有価証券を取得する場合、当該有価証券の流動性が限定的であり、価格変動が比較的大きいことから、投資対象ファンドが当該有価証券の公正価値を実現できるとの保証はありません。

相関性

デリバティブの価格は、取引コストや金利変動等の理由から、原有価証券の価格との相関が不完全となる場合があります。また、取引所で売買されるデリバティブの価格も、需給要因による価格変動の影響を受ける場合があります。

好調なパフォーマンスの機会の喪失

市場リスクをヘッジもしくは保護するため、またはカバード・コール・オプションを売って追加収益を得るためにデリバティブを利用することは、有利な市場変動から利益を獲得する機会を減少させる可能性があります。

カウンターパーティー・リスクおよび法的リスク

先渡契約、スワップ契約、差金決済取引等の店頭デリバティブを利用することは、関与するカウンターパーティーに関する信用リスクおよび契約に係る法的文書が当事者の意図を正確に反映しないリスクに投資対象ファンドをさらすことになります。

証拠金

投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドのために締結された先物契約およびオプション契約に関連して、証拠金およびオプション・プレミアムをブローカーに支払う義務を負います。取引所で取引される契約は、一般的に当該取引所により保証されているものの、投資対象ファンドは依然として、取引を行うブローカーの詐欺行為または支払不能のリスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンド投資顧問会社は、優良または定評があると投資対象ファンド投資顧問会社が判断するブローカー経由でのみ取引を行うことにより、このリスクの最小化に努めます。

ボラティリティ

投資対象ファンドの純資産価額は、デリバティブの利用や使用される運用技術により、高いボラティリティを有する場合があります。ボラティリティは、投資対象ファンドが原投資対象を直接保有している場合と著しく異ならないはずであることを意図しつつも、このような金融技術・金融商品を用いることにより投資対象ファンドのリスク特性に生じ得る影響として、追加的に市場や有価証券のエクスポージャーを得る際にボラティリティが上昇する可能性があります。

証券金融取引に関連するリスク

一般

レポ契約、リバース・レポ契約および株式貸付契約を締結することは、投資対象ファンドおよびその投資家にいくつかのリスクを生じさせることになります。投資対象ファンドは、証券金融取引の相手方が、投資対象ファンドから提供された資産と同等の資産を返還する義務について債務不履行に陥るリスクにさらされます。また、投資対象ファンドは、相手方の債務不履行を補填するために提供された担保を現金化できない場合、流動性リスクにさらされます。さらに、これらの取引は、証券金融取引を行うために標準的な契約を利用することで、契約が当事者の意図を正確に反映していない、または相手方の設立法域において相手方に対して契約の強制執行ができない等の法的リスクを投資対象ファンドが負う可能性があるという点で、法的リスクをもたらす可能性があります。このような取引はまた、証券金融取引の利用および担保の管理が、不適切もしくは機能不全となった内部プロセス、人員、およびシステムまたは外部的事実から生じる損失のリスクにさらされる点において、オペレーショナル・リスクをもたらす可能性もあります。また、相手方の転担保権に関してもリスクが生じる可能性があります。

有価証券貸付

投資対象ファンドは、有価証券の貸付けを行うことができます。信用供与と同様に、遅延と回収のリスクがあります。有価証券の借主が財務的に破綻した場合または有価証券貸付取引に基づく債務の不履行が生じた場合、当該取引に関連して提供された担保を実行することになります。担保の価値は、相手方に対するエクスポージャーがUCITS規制の下で課されているリスク分散ルールに違反しないように、一定の水準に維持されます。ただし、担保の価値が貸付けた有価証券の価値を下回る可能性があります。さらに、投資対象ファンドは、有価証券貸付契約に基づき受領した現金担保を投資することができるため、当該投資に伴う発行体または関連する有価証券の破綻または債務不履行等のリスクにさらされます。

レポ契約

レポ契約の下では、投資対象ファンドは、相手方に売却した有価証券の経済的リスクおよび経済価値を保持しているため、相手方から当該有価証券を、あらかじめ決められたその価値よりも高い価格

で買い戻さなければならない場合には、市場リスクにさらされます。レボ契約に基づき受領した現金担保を再投資することを選択した場合にも、当該投資に関して生じる市場リスクにさらされます。

担保管理に関連するリスク

投資対象ファンドは、店頭デリバティブ契約または証券金融取引を締結する場合、当該相手方またはブローカーに担保を提供することを要求される場合があります。投資対象ファンドが相手方またはブローカーに差し入れる担保について、第三者保管会社において分別されていない場合は、当該資産の顧客保護のための「分別」の利益を有しません。したがって、相手方またはブローカーの支払不能が発生した場合、当該相手方またはブローカーの債権者が担保を利用できるようになったときは、投資対象ファンドがその担保の返還を受けることができない、または担保の返還に時間を要するおそれがあります。また、投資対象ファンドは、流動性の高い非現金担保のみを受け入れることが可能ではあるものの、相手方の債務不履行を補填するために提供された担保を現金化することができないというリスクにさらされます。また、投資対象ファンドは、不適切もしくは機能不全となった内部プロセス、人員、およびシステムまたは外部的事象から生じる損失のリスクにもさらされます。

投資対象ファンドは、受領した現金担保をアイルランド中央銀行の課す条件に従って再投資する場合、現金担保が投資された当該有価証券の発行体の倒産または債務不履行のリスクにさらされます。

所有権移転担保契約により相手方もしくはブローカーに担保が差し入れられた場合または投資対象ファンドに代わりアンブレラ・ファンドが担保契約に基づく転担保権を付与し、その後かかる転担保権が相手方により行使された場合、投資対象ファンドに代わるアンブレラ・ファンドは同等の資産の返還を求める無担保の契約上の請求権のみを有することになります。投資対象ファンドは、相手方が支払不能となった場合には無担保債権者となり、同等の資産を受領する、またはその資産の全額を取り戻すことができないおそれがあります。投資家は、相手方の支払不能により投資対象ファンドに損失が発生するおそれがあり、それが重大な損失となり得ることを想定する必要があります。さらに、相手方の転担保権の対象となる資産は、アンブレラ・ファンドやその代理人が把握または管理することができない一連の複雑な取引の一部を構成する場合があります。

担保の移転は標準的な契約を利用して行われるため、投資対象ファンドは、契約が当事者の意図を正確に反映していない、または相手方の設立法域において相手方に対して契約の強制執行ができない等の法的リスクにさらされる可能性があります。

サステナビリティ・リスク

理念

投資対象ファンド投資顧問会社は、環境・社会・ガバナンス（以下「ESG」といいます。）に関するリスクをファンダメンタル分析の重要な要因と捉えており、それにより従来の財務分析では捉えられなかったESG要因に関連するダウンサイド・リスクの軽減やアップサイド・ポテンシャルの向上に役立てることができます。投資対象ファンド投資顧問会社は、ESG／サステナビリティ・リスクを含むすべての重要なリスクと投資機会をファンダメンタル分析に統合することがその責務であると考えています。また、投資対象ファンド投資顧問会社は、ESG／サステナビリティ・リスクの統合が結果的により良い投資判断に寄与すると考えています。

サステナビリティ・リスクに対する方針

サステナビリティ・リスクの管理は、投資対象ファンド投資顧問会社が実施するデュー・デリジェンス手続きの重要な一部となります。投資対象ファンド投資顧問会社は、原投資に関連するサステナビリティ・リスクを評価する際に、ESGに関する事象や状況により、当該原投資の価値に重大な悪影響が生じるリスクを評価しています。

投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドに特に関連があると考える種類のサステナビリティ・リスクの概要は、以下のとおりです。

環境に関するサステナビリティ・リスク（以下を含みますが、これらに限定されません。）

- 気候変動
- 水ストレス

社会に関するサステナビリティ・リスク（以下を含みますが、これらに限定されません。）

- 製品の安全・品質（サプライチェーンおよび製造）

- サイバーセキュリティおよびデータ・プライバシー
- 人材管理

ガバナンスに関するサステナビリティ・リスク（以下を含みますが、これらに限定されません。）

- 事業活動（ミスコンダクト）
- 取締役会の構成、独立性および自己保身
- 会計実務
- 所有構造
- サステナビリティのパフォーマンスに対する役員報酬の調整

投資対象ファンド投資顧問会社は、より広範な証券分析の一環としてサステナビリティ・リスクを特定することを目指しています。本項において、「サステナビリティ」および「環境・社会・ガバナンス」または「ESG」の用語は同義で使用されます。

評価

サステナビリティ・リスクの影響を定量化することは困難です。ESGに対する企業の取り組みは、その長期的な価値に影響を及ぼす可能性はあるものの、サステナビリティ・リスクを統合したにも関わらず、個々の投資のパフォーマンスや投資対象ファンドのポートフォリオ全体のリターンに関する保証はありません。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、代行協会員、日本における販売会社、管理事務代行会社、保管会社その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、投資顧問会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決され、独立当事者の関係となるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は、ファンドとは別個かつ独立した、トラストに属する他のシリーズ・トラストならびにその他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し、利害関係人が取り決める条件において自由に類似またはその他の役務を設定および提供することができ、かつ各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記(a)項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上

関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとし、疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとし、

- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行なう場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、代行協会員および日本における販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、代行協会員および日本における販売会社ならびに各関連会社は、ポートフォリオに含まれる原資産、またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

投資運用会社は、野村グループの一員で、かつ投資対象ファンド投資顧問会社の関連会社であり、これも利益相反をもたらすことがあります。投資運用会社は、ファンドの資産の大部分を投資対象ファンドに分配する権限を有しており、また投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの運用資産に基づく運用報酬を受領する権利を有しています。

[次へ](#)

② リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社は、投資判断の実施またはキャッシュフロー管理等のためにデリバティブを使用しません。投資対象ファンドは、UCITSに適用されるEUの規制に基づくリスク管理手法に従って、信用リスクを管理します。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドは、分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)

日本国債・・・FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)

先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX) (配当込)を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込) (米ドルベース)をMSCI INC.から、FTSE日本国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス(米ドルベース)をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

購入価額に対して、3.30%（税抜3.00%）の率を乗じて得た額を上限として日本における販売会社が個別に定める額とします。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせ下さい。

（２）【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

（３）【管理報酬等】

ファンドの資産から支払われる実質的な費用は、ファンドの純資産総額の最大年率1.825%程度※となります。

※本書提出日現在。管理報酬等及び投資対象ファンド報酬の合計です。今後この数値は見直される場合があります。

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、純資産総額の最大年率0.975%程度となります。

（注）管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

投資対象ファンド報酬の総額は、投資対象ファンドのI US\$クラス投資証券が管理する資産の最大年率約0.85%となっています（本書提出日現在）。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義します。）から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、管理会社報酬の支払いの削減または免除を自己の裁量で決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費および支出に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、総資産総額の規模に従い、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬（以下「管理事務代行報酬」といいます。）を受け取る権利を有します。まず、純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の金額に対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低年間報酬は、45,000米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から四半期ごとに後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、一部の特定の管理事務代行業務（監査確認書の発行、中間財務書類の作成、またはルクセンブルクで一般に公正妥当と認められる会計原則以外の会計原則の使用等）の遂行について、管理事務代行会社は、管理事務代行会社および受託会社が合意する金額の報酬を、ファンドの資産から受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い合理的に負担した全ての経費および支出に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から四半期ごとに後払いで、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.025%の報酬（以下「保管会社報酬」といいます。）を、受託会社に代わり管理事務代行会社から受け取る権利を有します。保管会社はまた、保管会社がファンドの勘定で行うことがある全ての付随業務（ファンドの投資目的、方針および制限に基づき管理会社（またはその代理人）から保管会社に通知される外貨取引の手続きを含みますが、これに限られません。）にかかった全ての付随費用に関して、受託会社および保管会社が随時合意する金額にてファンドの資産から支払われるものとし、保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費および支出（全ての副保管会社の報酬および費用を含みます。）に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価等として保管会社に支払われます。

販売報酬

各日本における販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、米ドルクラス受益証券に帰属する純資産総額の年率0.70%に販売会社が受益者である発行済受益証券を米ドルクラス受益証券の発行総数で割った商を乗じて計算される報酬（以下「販売報酬」といいます。）を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理の業務等の対価として販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算される、四半期ごとに後払いされる、米ドルクラス受益証券に帰属する純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の（1口当たりの）純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬（以下「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用（以下「通常経費」といいます。）を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネーロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬を上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、各評価日時点で発生し、当初の期間のみについては2021年9月28日、その他の期間については毎四半期の最終評価日（以下それぞれ「報酬計算日」といいます。）から（同日を含みます。）、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終

買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日（以下「最終評価日」といいます。）まで（同日を含みます。）に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から40ファンド営業日後の日以前に支払われます。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率の0.05%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

2026年3月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	75,280米ドル
保管会社報酬	27,157米ドル
販売報酬	752,724米ドル
代行協会員報酬	14,095米ドル
報酬代行会社報酬	155,270米ドル
投資運用会社報酬	53,773米ドル

投資対象ファンド報酬

ファンドは実質的に全ての資産を投資対象ファンドに投資することから、ファンドは、投資対象ファンドに適用される以下の費用および報酬を間接的に負担します。疑義を避けるために付言すると、ここに記載された報酬は、投資対象ファンドのI US\$クラス投資証券のみに関するものです。

投資対象ファンドのI US\$クラス投資証券は、（i）投資対象ファンドの設立に関連する約15,000ユーロの費用および経費（アンブレラ・ファンドの取締役の裁量により5年間かけて償却されます。）のうちI US\$クラス投資証券に帰属する分、および（ii）以下の報酬および運営費用のうちI US\$クラス投資証券に帰属する分を負担します。

- ・ アンブレラ・ファンドの全サブ・ファンドの価値総額の年率0.045%を上限とする管理事務代行会社報酬。
- ・ （a）投資対象ファンドが行う投資の市場価値を参照して計算した、年率0.400%を上限とする保管会社報酬（ただし、最低報酬金額が設定されています。）および（b）投資対象ファンドの純資産価額の年率0.0125%を上限とする受託会社報酬で構成される保管費用。
- ・ アンブレラ・ファンドの純資産総額の0.01%を上限とする年間管理会社報酬。
- ・ 投資対象ファンドのクラスI投資証券の純資産総額の0.700%に相当する、投資対象ファンド投資顧問会社報酬（当該報酬から、投資対象ファンド副投資顧問会社の報酬が支払われます。）。
- ・ その他の費用および経費（効果的なポートフォリオ管理技術、取締役報酬および投資調査費用から発生する運営費用および手数料を含みますが、これらに限られません。）。

本書提出日現在において、投資対象ファンド報酬の総額は、投資対象ファンドのI US\$クラス投資証券が管理する資産の最大年率約0.85%となっています。投資者がファンドを介さず投資対象ファンドに直接投資する場合等、最大年率1.1675%の管理報酬等がかかる場合があります。

（４）【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料（以下を含みます。）
 - (i) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - (ii) 委託手数料（もしあれば）および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - (iii) 副資産保管会社報酬および費用
 - (iv) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - (v) 借入れにかかる利息
 - (vi) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - (vii) 保険の費用（もしあれば）
 - (viii) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - (ix) 登録サービスの提供
 - (x) 財務書類の準備および純資産総額の計算
 - (xi) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
 - (xii) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - (xiii) 基本信託証書に基づき受託会社、本監査人、管理会社（および適法に任命された代理人）に補償するために必要な金額
 - (xiv) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬
 - (xv) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用（募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。）ならびにファンドおよび各クラスの受益証券の販売に関わる手数料（もしあれば）、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度年にわたり分割して支払われます。

監査報酬

本監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2026年3月31日に終了した会計年度中のその他の報酬および費用は24,316米ドルです。

（５）【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

① 日本

2026年7月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

（２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

（３）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%^{（注１）}、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%^{（注２）}、住民税5%）の税率となります。）。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率が適用されます（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）。

（注１）復興特別所得税および（2027年1月1日以降は）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

（注２）防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本①において同じです。）の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

（４）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます（2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。）。

（５）ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失（前年以前に既に控除したものを除きます。）の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2048年1月1日以後は20.15%（所得税15.15%、住民税5%）の税率となります。）の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

（６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、（５）と同様の取扱いとなります。

（７）個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III 税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、（トラストまたはファンドに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法（その後の改正を含みます。）第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2026年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資法人投資証券	アイルランド	105,013,615	98.6
現預金・その他の資産（負債控除後）		1,491,497	1.4
合計 （純資産総額）		106,505,112 （約17,118百万円）	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2026年7月末日現在）

	銘柄	国名	種類	保有数	額面価格 （米ドル）		時価 （米ドル）		投資 比率 （％）
					単価	金額	単価	金額	
1	アメリカン・セン チュリー US フォーカスト・イ ノベーション・エ クイティ・ファン ド（I US\$クラス 投資証券）	アイル ランド	投資法人 投資証券	734,201	98.94	72,643,861	143.03	105,013,615	98.6

＜参考情報＞

投資対象ファンドが投資している投資有価証券について、2026年7月末日現在の組入上位10銘柄は以下のとおりです。

順位	銘柄名	国名	業種	構成比 (%)
1	アルファベット	米国	コミュニケーション・サービス	9.9
2	エヌビディア	米国	情報技術	9.0
3	アマゾン・ドット・コム	米国	一般消費財・サービス	7.6
4	マイクロソフト	米国	情報技術	5.6
5	テスラ	米国	一般消費財・サービス	4.9
6	メタ・プラットフォームズ	米国	コミュニケーション・サービス	4.7
7	ブロードコム	米国	情報技術	4.4
8	アプライド・マテリアルズ	米国	情報技術	3.9
9	アップル	米国	情報技術	3.5
10	ラムリサーチ	米国	情報技術	3.5

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2026年7月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2026年7月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2025年８月１日から2026年７月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円（千円）	米ドル	円
第１会計年度末 (2022年３月末日)	113,047,138.18	18,168,936	88.12	14,163
第２会計年度末 (2023年３月末日)	88,484,944.76	14,221,300	69.61	11,188
第３会計年度末 (2024年３月末日)	102,996,337.36	16,553,571	94.40	15,172
第４会計年度末 (2025年３月末日)	88,431,634.50	14,212,732	94.58	15,201
第５会計年度末 (2026年３月末日)	99,761,574.46	16,033,680	118.03	18,970
2025年８月末日	109,688,594.10	17,629,151	120.89	19,429
９月末日	112,670,098.41	18,108,338	125.11	20,108
10月末日	117,350,641.38	18,860,595	133.49	21,455
11月末日	111,886,486.36	17,982,396	128.19	20,603
12月末日	114,993,054.99	18,481,684	132.62	21,315
2026年１月末日	114,721,687.48	18,438,070	133.34	21,430
２月末日	107,101,661.42	17,213,379	125.71	20,204
３月末日	99,761,574.46	16,033,680	118.03	18,970
４月末日	112,856,095.67	18,138,232	134.50	21,617
５月末日	120,749,560.81	19,406,869	148.54	23,873
６月末日	116,634,769.46	18,745,540	145.84	23,439
７月末日	106,505,111.64	17,117,502	134.61	21,635

（注）上記「純資産総額」および「１口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および１口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率（％）
第1会計年度 (2021年9月28日～2022年3月末日)	－11.9
第2会計年度 (2022年4月1日～2023年3月末日)	－21.0
第3会計年度 (2023年4月1日～2024年3月末日)	35.6
第4会計年度 (2024年4月1日～2025年3月末日)	0.2
第5会計年度 (2025年4月1日～2026年3月末日)	24.8

(注) 収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a＝各会計年度末日の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格（100.00米ドル）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2021年 (2021年9月28日～2021年12月末日)	－2.1
2022年 (2022年1月1日～2022年12月末日)	－36.6
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	35.7
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	32.7
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	18.5
2026年 (2026年1月1日～2026年7月末日)	1.5

(注) 収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a＝暦年末（2026年については7月末日）の1口当たりの純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b＝当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2021年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格（100.00米ドル）

（参考情報）

■ 基準価額および純資産の推移



※ ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

■ 収益率の推移



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については7月末日)の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2021年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格(100.00米ドル)

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度 (2021年９月28日～ 2022年３月末日)	1,302,469 (1,288,969)	19,641 (19,641)	1,282,828 (1,269,328)
第２会計年度 (2022年４月１日～ 2023年３月末日)	128,904 (128,904)	141,418 (141,418)	1,270,314 (1,256,814)
第３会計年度 (2023年４月１日～ 2024年３月末日)	58,604 (58,604)	238,331 (238,331)	1,090,587 (1,077,087)
第４会計年度 (2024年４月１日～ 2025年３月末日)	50,537 (50,537)	206,686 (206,686)	934,438 (920,938)
第５会計年度 (2025年４月１日～ 2026年３月末日)	22,373 (22,373)	111,607 (111,607)	845,204 (831,704)

（注）（ ）の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

米ドルクラス受益証券は、最低申込み（以下に定義します。）に従い、各取引日に、当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格と同額で、投資者による募集に供されます。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該取引日（当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日）において計算されます。募集の単位は1口以上1口単位とします。募集金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり1口をいい、受益証券は、1口以上1口単位で申込みすることができます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部が受け付けられ、または拒否されることがあります。

募集

取引日において米ドルクラス受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、米ドルクラス受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書（場合による）（およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を関連する取引日の午前11時（ルクセンブルク時間）まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間および／または日付までに管理事務代行会社が受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日（同日を含みません。）から3ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されます。上記にかかわらず、管理事務代行会社はこのような提出物に代わる方法を提供することができます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および／または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込を拒否する権利（適格投資家でない者による申請を含みますが、これに限定されません。）を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し（以下に定義します。）の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの

名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが（場合による）、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下「登録簿」といいます。）に登録されない場合があります（場合による）。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、（該当する場合には）関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続きを採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社を含む適任者にこれらの手続き（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を依頼することができます。

管理事務代行会社は、受託会社による任命に従い、ルクセンブルク大公国の適用ある全ての法律、規則および規制を遵守し、かつ申込者の活動におけるマネー・ロンダリングまたはテロ資金供与の疑いを検出および報告することを目的としたマネー・ロンダリング防止慣行およびテロ資金供与防止手続きをファンドに対して適用するものとします。

受託会社またはその代理人は受託会社のために、受益者（申込者または譲受人等）の身元、その実質的所有者／支配者（該当する場合）の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法の下で関連する免除の適用がある場合は、申込みに際し完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券に関する収益の支払いまたはその譲渡の前に詳細な証明情報が必要となる場合があります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止または買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

さらに、管理事務代行会社は、ルクセンブルクの法律により、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連することが知られ、または疑われる取引を実行しないよう要求されます。かかる状況において、管理事務代行会社は、当該取引またはその一部の禁止を指示することができる関係当局に直ちに通知すべきものとされます。また、管理事務代行会社は、買戻請求を行った受益者が、管理事務代行会社がその義務を遵守するために要求した情報を提出しなかった場合、当該買戻請求の処理を拒否し、または買戻代金の支払を遅延することができます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合はケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（その後の改正を含

みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下「FRA」といいます。）または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島のテロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および／または管理事務代行会社による、ケイマン諸島、ルクセンブルクおよび／またはその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息／未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

受託会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（i）国際連合、米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。）、日本の財務省に保持され、または欧州連合（以下「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ii）国際連合、OFAC、日本の財務省、EUおよび／もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また（iii）その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EUもしくはUK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）により課される制裁の対象（以下あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および／もしくはかかる申込者の受益

証券を対象とするその後の取引を、当該申込者または関係者（適用ある場合）が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります（以下「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

責任の制限

作為もしくは不作為、第三者の行為もしくは怠慢、またはその他一切の事柄に関するものであるか否かにかかわらず、受託会社および管理会社を責任から解放する基本信託証書の規定は、基本信託証書に基づいて委託がなされた者（投資運用会社を含みますが、これに限定されません。）に対し、その者の利益のため、等しく適用されます。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法（その後の改正を含みます。）（以下「DPA」といいます。）を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に関する権利の概要を記した書類（以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および／または代理人との連絡（申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。）の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人（例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者）の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。）に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意すべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および／または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として（または状況によっては自らの権限でデータ管理者として）行動することができます。

ファンドに投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。各取引日の午後3時（日本時間）までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

販売の単位は1口以上1口単位です（ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。詳細は日本における販売会社にお問い合わせ下さい。）。

申込金額は、国内約定日から起算して日本における6営業日目までに支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、受益証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。買戻代金についても同じです。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日（以下に定義します。）の午前11時（ルクセンブルク時間）または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および／もしくは日（以下「買戻通知期限」といいます。）までに、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券のクラスが適切に記入された買戻通知（以下「買戻通知」といいます。）を、管理事務代行会社が受領できるよう、当該買戻通知に記載されたファックス番号宛にファックスで送信して、管理事務代行会社に提出しなければなりません（上記にかかわらず、管理事務代行会社はこのような提出物に代わる方法を提供することができます）。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）において計算された受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」といいます。）です。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）における受益証券1口当たり純資産価格により計算されます。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行使することができなくなります。但し、（それぞれ買戻し対象となる受益証券について）買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドに係る流動性または価格を算定する能力に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合（投資対象ファンドが停止を宣言またはその他買戻請求を制限する場合を含みます。）、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、（同一の制限に従い、以下に規定の通り）買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻通知が履行された日における該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算（すなわち、あるクラスの受益証券1口当たり純資産価格）および／またはあるクラスの受益証券の買戻しおよび／または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- （i）投資対象ファンドが、投資対象ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言するか、または投資対象ファンドの純資産価額の計算の停止が宣言された場合
- （ii）管理会社と協議を行った上での受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合
- （iii）受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合
- （iv）受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。上記にかかわらず、管理事務代行会社はこのような提出物に代わる方法を提供することができます。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象ファンドの管理事務代行会社から買戻代金を受領することを前提として（通常の状態においては、償還通知が受領されたとみなされる投資対象ファンドの取引日から、最長で投資対象ファンドの3営業日かかる可能性があります。）、買戻代金の決済は、該当する買戻日（同日を含みません。）から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます（以下「強制買戻し」といいます。）。

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点（各評価日の午後9時45分（ルクセンブルク時間）または管理会社がファンドに関して随時決定する各評価日のその他の時間をいいます。以下同じです。）（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）において決定される、（ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の）該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格（以下「強制買戻価格」といいます。）となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

（2）日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、当該買戻日の午後3時（日本時間）（買戻しの申込締切時間）までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、各買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

買戻代金は、原則として、国内約定日から起算して日本における6営業日目以降に、日本における販売会社を通じて支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、買戻しの全部または一部を延期することができます。

（3）受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および／または管理会社は、その完全な裁量により、かかる同意を拒絶することができます（譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。）さらに、譲受人は、受託会社に対して

（a）受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、（b）譲受人は、投資のみを目的として自

已勘定で受益証券を取得することおよび（c）受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名称が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、（必要な通貨換算を実施後）ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現在発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合（その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。）を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関（当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー）により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産総額であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド（利用可能な場合）のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または（上記が利用可能でない場合）直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価

額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記 (b) もしくは (c) の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記 (b) に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび／または電子システムにより提供される価格データおよび／または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記 (b) における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象（有価証券または現金）の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート（公式またはそれ以外）により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。評価日における評価時点で、管理事務代行会社が入手可能な最新の投資対象ファンドの評価は、投資対象ファンドを評価する目的で用いられます。米ドル以外の通貨建て資産の評価には、午後4時（ロンドン時間）のWMレートが使用されます。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a) 管理事務代行会社が完全で信頼性があり正確であると考える投資対象ファンドの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして (b) 特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および各クラスの受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ／または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

② 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および／もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに／またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の休日および祝日を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
 - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
 - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
 - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
 - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えする場合
 - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年3月31日です。

(5) 【その他】

① ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の

後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合

(f) ファンドに係る補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合は、強制的に買戻されます。

(i) いずれかの評価日の純資産総額が、3,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社が全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合

(ii) 受託会社および管理会社が、全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合

ソフトウェアダウンロード

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社がその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

（a）既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、

（b）財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または

（c）明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、（ii）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとなります。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管会社の任命は無期限であり、いずれの当事者も90暦日前に書面で通知することにより（または相手方当事者が承諾するより短い期間の通知により）終了させることができます。また、保管会社の任命は、相手方当事者が(a)保管契約の条件に違反し、（当該違反が是正可能な場合）他方当事者からその違反の是正を求める通知を受領してから30暦日以内に当該違反が是正されなかった場合または(b)清算手続きに入った場合（他方当事者が書面で事前に承認した条件に基づく再建または合併を目的とする任意清算を除きます。）または当該当事者の資産に対し管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれか一方が、書面による通知により、即時または事後の発効をもって直ちに解除することができます。保管会社の任命は、受託会社が、ファンドの受託会社を辞任もしくは解任された場合、または信託証書に従いファンドが終了した場合、自動的に終了します。

管理事務代行契約

管理事務代行会社の任命は無期限であり、いずれの当事者も90暦日前に書面で通知することにより（または相手方当事者が承諾するより短い期間の通知により）終了させることができます。また、管理事務代行会社の任命は、相手方当事者が(a)管理事務契約の条件に違反し、（当該違反が是正可能な場合）他方当事者からその違反の是正を求める通知を受領してから30暦日以内に当該違反が是正されなかった場合または(b)清算手続きに入った場合（他方当事者が書面で事前に承認した条件に基づく再建または合併を目的とする任意清算を除きます。）または当該当事者の資産に対し管財人が任命された場合、受託会社または管理事務代行会社のいずれか一方が、書面による通知により、即時または事後の発効をもって直ちに解除することができます。管理事務代行会社の任命は、受託会社が、ファンドの受託会社を辞任もしくは解任された場合、または信託証書に従いファンドが終了した場合、自動的に直ちに終了します。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

三井住友銀行との受益証券販売・買戻契約は、2024年9月27日に終了しますが、一方当事者による更新通知なしに、自動的に3暦年間更新されます。SMB C日興証券との受益証券販売・買戻契約は、ファンドが解散するまで効力を有します。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、（i）2163年12月1日または（ii）強制買戻日後の実現可能な日のどちらか早い日に終了します。ただし、管理会社または投資運用会社は、他方当事者に対して90日以上前に書面による通知を行うことによりまたは投資運用契約に定めるその他の状況において、投資運用契約を終了することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

（i）分配金請求権

各受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、保有する受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

（ii）管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、各受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（v）議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券１口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の１以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の１以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。

（２）【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目１番１号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

弁護士 安達 理

弁護士 橋本 雅行

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番２号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルクで一般に認められた会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

1 【財務諸表】

① 【2026年3月31日終了年度】

(1) 【貸借対照表】

USダイナミック・グロース

純資産計算書
2026年3月31日時点
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
時価で測定した投資額 (原価：78,229,372米ドル)	2	98,739,148	15,869,356
当座預金		1,343,580	215,940
未収株式払込金		28,177	4,529
未収利息		73	12
資産合計		100,110,978	16,089,836
負債			
受益証券の買戻に伴う未払金		184,768	29,696
累積経費	11	164,636	26,460
負債合計		349,404	56,156
純資産		99,761,574	16,033,680
発行済受益証券口数		845,204	
受益証券1口当たり純資産価値		118.03	18,970 円

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

損益計算書
2026年3月31日に終了した会計年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座に対する利息		36,565	5,877
収益合計		36,565	5,877
費用			
投資運用会社報酬	6	53,773	8,642
販売報酬	7	752,724	120,978
管理事務代行報酬	4	75,280	12,099
保管会社報酬	5	27,157	4,365
弁護士費用		1,426	229
報酬代行会社報酬	3	155,270	24,955
専門家報酬		22,890	3,679
代行協会員報酬	8	14,095	2,265
費用合計		1,102,615	177,212
純投資損失		(1,066,050)	(171,336)
投資に関する純実現益		2,806,161	451,006
外貨に関する純実現損失		(320)	(51)
当年度実現純利益		2,805,841	450,955
投資に関する未実現純損益の変動		20,631,556	3,315,904
当年度未実現純利益		20,631,556	3,315,904
運用に伴う純資産の純増額		22,371,347	3,595,523

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

株主資本等変動計算書
2026年3月31日に終了した会計年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
当年度期首における純資産		88,431,635	14,212,732
純投資損失		(1,066,050)	(171,336)
当年度実現純利益		2,805,841	450,955
当年度未実現純利益		20,631,556	3,315,904
運用に伴う純資産の純増額		22,371,347	3,595,523
受益証券の申込による収入	14	2,608,578	419,251
受益証券の買戻のための支払い	14	(13,649,986)	(2,193,826)
		(11,041,408)	(1,774,575)
当年度末における純資産		99,761,574	16,033,680

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

発行済受益証券口数変動計算書
2026年3月31日に終了した会計年度
（未監査）

当年度期首における発行済受益証券口数	934,967
発行済受益証券口数	22,373
買戻された受益証券口数	(112,136)
当年度末における発行済受益証券口数	845,204

統計情報
2026年3月31日時点
（未監査）
（米ドルで表示）

	2026年		2025年		2024年	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
当年度末における純資産	99,761,574	16,033,680,173	88,431,635	14,212,732,377	102,996,337	16,553,571,283
当年度末における受益証券1口当たり純資産価値	118.03	18,970	94.58	15,201	94.40	15,172

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

投資明細

2026年3月31日時点

(米ドルで表示)

数量(1)	説明	取得原価	時価	純資産に 対する割合 (%)
アイルランド				
投資ファンド				
790,653	アメリカン・センチュリーUSフォーカスト・イノベーション・エクイティファンドー I US\$クラス	78,229,372	98,739,148	98.98
		78,229,372	98,739,148	98.98
	アイルランド合計	78,229,372	98,739,148	98.98
投資額合計		78,229,372	98,739,148	98.98

(1)数量は受益証券／株式の口数を表す。

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

財務諸表に対する注記（2026年3月31日時点）

注記1－組織

トラスト

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「トラスト」と言う）は、ケイマン諸島の信託法に基づきエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）とUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という）の間で締結された2013年12月2日付けの基本信託証書により設立されたオープン・エンド契約型のアンブレラ・ユニット・トラストである。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂版）に基づく免税信託であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂版）に基づいて登録されている。したがって本トラストに関連してケイマン諸島金融当局に特定の届け出が行われている。

シリーズ・トラスト

USダイナミック・グロース（以下、「シリーズ・トラスト」という）は、補遺信託証書に基づき2021年8月26日付に設立された。

本シリーズ・トラストの投資目的は、長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、主に、金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことである。

当該米国企業は、MSCI米国グロース・インデックス（以下、「インデックス」という）から選択することでも、インデックス以外から選択することでもできる。また、インデックス以外から選択される非米国企業への投資も純資産の10%を上限として行うことができる。

本シリーズ・トラストは、アメリカン・センチュリーUSフォーカスド・イノベーション・エクイティ・ファンド（以下、「投資対象ファンド」という）のクラスI投資証券の一つであるI US\$クラス投資証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待される。投資対象ファンドは、ノムラ・ファンズ・アイルランドピーエルシー（以下、「アンブレラ・ファンド」という）のサブファンドである。

アンブレラ・ファンドは、2014年アイルランド会社法に基づき、アイルランドで有限責任で設立された変動資本を有するオープンエンド型のアンブレラ投資会社であり、2011年欧州共同体（EC）規制（譲渡可能な証券への集団投資事業）に基づく譲渡可能な証券への集団投資事業（以下、「UCITS」という）として設立された。

本シリーズ・トラストは、基本信託証書に定められた状況に従って最終買戻日より前に終了した場合を除き、最終買戻日まで存続する。最終買戻日は、2163年12月1日（基本信託証書の日付から150年後）と強制買戻事由発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日付とする。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記1－組織（続き）

シリーズ・トラスト（続き）

強制買戻事由は以下の場合に発生する：

- （i）ある評価日における純資産価値が3百万米ドルまたはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきと判断する場合、または、
- （ii）受託会社および管理会社が受益証券をすべて強制償還することに合意した場合。

注記2－重要な会計方針

財務諸表は、投資ファンドに適用されるルクセンブルクで一般に認められた会計原則に従って継続企業の前提に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資

管理事務代行会社は、信託証書に定められた原則に基づく受託会社または管理会社の指示を遵守した管理事務代行契約に従い、各評価日の評価時点における純資産価値を算定する。

評価日の評価時点で管理事務代行会社が利用可能な投資対象ファンドの最新の利用可能なバリュエーションは、投資対象ファンドを評価する目的で使用される。午後4時（ロンドン時間）時点のWMレートは、米ドル以外の通貨建ての資産を評価する目的で使用される。

純資産価値は管理事務代行会社によって次のように算定される：

- (a) 管理事務代行会社が、完全かつ信頼性が高く、正確と考える、投資対象ファンドの時価に関する情報源、資料およびシステムに基づく、または参照する、および
- (b) 特定の評価日に算定される。したがって算定結果は、管理会社が別途決定しない限り、市場価値または市場価格のその後の変化、または管理会社の決定に関連するその他の要因を反映しない。

投資取引および投資収益

投資取引は取引日に計上される。受取利息は発生主義により認識される。配当金は配当落ち日に記録される。証券取引の実現損益は、売却された証券の平均コストに基づいて決定される。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記2－重要な会計方針（続き）

外貨換算

本シリーズ・トラストは、会計記録を米ドル（以下、「USD」という）で維持し、財務諸表はこの通貨で表示される。USD以外の通貨で表示された資産および負債は、年度末時点で適用可能な為替レートでUSDに変換される。USD以外の通貨での収益および費用は、取引日に決定される適切な為替レートでUSDに変換される。

USD以外の通貨での投資取引は、取引日に適用される為替レートでUSDに変換される。

本シリーズ・トラストは、外国為替相場の変動がもたらす投資の運用結果の一部を、保有する証券の市場価格の変化と区分けしない。かかる変動は、投資に関する純実現損益および純未実現損益の変動に含まれる。

2026年3月31日時点の為替レート：

$$1 \text{ USD} = 0.86790 \text{ EUR}$$

注記3－報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日ごとに累積され計算される純資産価値の0.12%を年当たりの報酬（以下、「運営費用報酬」という）として受け取る権利を有するものとする。運営費用報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記4－管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、以下のように、純資産価値の大きさに応じて、階層的資産ベースで計算された報酬（以下、「管理事務代行会社報酬」という）を受け取る権利を有するものとする。具体的には、純資産価値の5億米ドル以下に対して0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下に対して0.06%、10億米ドル超に対して0.05%を年当たりの報酬として受け取る。これらの報酬は、各評価日ごとに累積され計算され（最低年間報酬は4万5,000米ドルとする）、四半期ごとに後払いで、本シリーズ・トラストの資産から受託会社によって支払われるものとする。

当初クロージング日から2021年9月の最終営業日（この日を含む）までの期間に蓄積した最初の管理事務代行会社報酬は、当該期間における各評価日にルクセンブルクでの業務終了後の純資産価値に基づき、日割り計算で管理事務代行会社に支払われた。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記4－管理事務代行会社報酬（続き）

管理事務代行会社はまた、監査確認状の発行、半期財務諸表の作成、またはルクセンブルク会計基準以外の会計原則の使用など、特定の管理事務業務を遂行するため、管理会社と受託会社の間で合意することのできる金額を、かかるサービスに対する報酬として、本シリーズ・トラストの資産から受け取る権利を有するものとする。管理事務代行会社は、その職務の遂行において合理的に負担したすべての自己負担費用および経費について、受託会社によって本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利も有するものとする。

注記5－保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、各評価日ごとに累積され算定された純資産価値の0.025%を年当たりの報酬（以下、「保管会社報酬」という）として受け取る権利を有し、この報酬は四半期ごとに後払いで、受託会社の代わりに本シリーズ・トラストの資産から管理事務代行会社によって支払われるものとする。

当初クロージング日から2021年9月の最終営業日（この日を含む）までの期間に蓄積した最初の保管会社報酬は、当該期間における各評価日にルクセンブルクでの業務終了後の純資産価値に基づき、日割り計算で保管会社に支払われた。保管会社は、本シリーズ・トラストの資産から、保管会社が本シリーズ・トラストの口座のために実施するすべての付随的サービス（これには管理会社（またはその代理人）が本シリーズ・トラストの投資目的、方針、および制限に従って保管会社に通知した外貨取引の処理が含まれるが、これに限定されない）に関するすべての付随的報酬について、受託会社と保管会社が時として合意することのできる金額を、本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利を有するものとする。

保管会社は、関連当事者間で合意されたその他の報酬を受け取り、その職務を遂行する中で発生したすべてのサブ保管会社の報酬および経費を含め、適切に負担したすべての自己負担経費および支出について、本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利を有するものとする。

注記6－投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日ごとに累積され計算された純資産価値の0.05%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、四半期ごとに後払いで支払われるものとする。投資運用会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記7－販売報酬

各販売会社は、各評価日ごとに累積され算定された米ドル・クラスユニットに帰属する純資産価値の0.70%に、発行済受託証券における販売会社が受益者である割合を乗じ、これを発行済米ドル・クラスユニットの総数で割った金額（以下、「販売報酬」という）を販売報酬として毎月後払いで受け取る権利を有するものとする。販売報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記8－代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日ごとに累積され算定された米ドル・クラスユニットに帰属する純資産価値の0.01%を年当たり報酬として受け取り、四半期ごとに後払いで支払われる権利を有するものとする。代行協会員報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記9－受託会社報酬

受託会社は、年当たり10,000米ドルの固定報酬を運営費用報酬から前払いで受け取る権利を有するものとする。

受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費および支出について、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

注記10－管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取り、毎月後払いで支払われる権利を有するものとする。疑義のないように記すと、管理会社は独自の裁量により、管理会社報酬の支払いを減額または放棄することを決定できる。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記11－累積経費

	USD
投資運用会社報酬	13,682
販売報酬	64,526
管理事務代行報酬	19,154
保管会社報酬	6,841
専門家報酬	24,900
代行協会員報酬	2,733
報酬代行会社報酬	32,800
累積経費	164,636

注記12－分配

本シリーズ・トラストに関する米ドル・クラスユニットに関わる方針は、かかるユニットクラスに関して受益者に分配を行う代わりに、本シリーズ・トラストの純益と実現されたキャピタル・ゲインをすべて再投資することである。したがって、当期のリターンを求める投資家にとって、本シリーズ・トラストへの投資は適していない場合がある。

2026年3月31日に終了した会計年度について、本シリーズ・トラストは受益者に配当を分配していない。

注記13－法人税等

ケイマン諸島の現行法の下では、本シリーズ・トラストによって支払われる所得税、不動産税、譲渡税、売上税、または本シリーズ・トラストによる受益者への支払いまたは受益証券買戻の際の純資産価値の支払いに適用される源泉徴収税は課せられていない。

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、損益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、別個の科目として損益計算書に記載される。2026年3月31日に終了した会計年度において、源泉徴収税費用は支払われなかった。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記13－法人税等（続き）

投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業に投資することを選択する可能性がある。これらの国々の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提すると、本シリーズ・トラストが当該国で獲得したキャピタル・ゲインに対する税金負債を評価するよう要求する可能性が高い場合、本シリーズ・トラストはこの税金負債を認識することが要求される。この税金負債は、同国において導入された税法および税率、または当該報告期間末までに実質的に導入された税法および税率を用いて、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、税金負債が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な税金負債を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2026年3月31日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、財務諸表上で未認識の税務便益として計上すべき負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もある。その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

注記14－募集および買戻の条件

初回募集期間

投資家は、初回募集期間の最終日の午前11時（ルクセンブルク時間）までに、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までに、記入済み購入申込書（および申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を管理事務代行会社へ送付することにより、初回募集期間中に米ドル・クラスユニットを購入することができる。

購入代金は、当初クロージング日に関する現金決済日までに、申込者名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。支払いは米ドルで行われなければならない。第三者による支払いは受け付けられない。不十分な購入申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、米ドル・クラスユニットが関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行される。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記14－募集および買戻の条件（続き）

その後の募集

当初クロージング日以降の取引日に米ドル・クラスユニットの購入を希望する投資家は、米ドル・クラスユニットを購入するために、記入済みの購入申込書または簡易化した購入申込書（場合による）を（あらかじめ用意されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所とともに）管理事務代行会社へ送付しなければならない。管理事務代行会社に関連する取引日の午前11時（ルクセンブルク時間）までに、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までに受領するように送付しなくてはならない。不十分な購入申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受領後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行される。

購入代金は、該当する取引日を含まず、関連する取引日から3営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。支払いは米ドルで行われなければならない。第三者による支払いは受け付けられない。

買戻

受益者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができる。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午前11時（ルクセンブルク時間）または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および／もしくは日（以下、「買戻通知期限」という）までに、買戻される受益証券の口数と関連するユニットクラスが適切に記入された買戻通知（以下、「買戻通知」という）を管理事務代行会社へ買戻通知に記載されたファクシミリ番号にファクシミリで（管理事務代行会社がかかる提出方法以外の代替的手段を提供している場合であっても）提出しなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格（以下、「買戻価格」という）は、関連する買戻日（買戻日が評価日でない場合は、評価日の前日）において計算された受益証券1口当たり純資産価格である。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となる。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、買戻価格で買戻することができる。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買戻される。ある買戻日における受益者による買戻要求の対象となる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とする。

財務諸表の注記（2026年3月31日時点）（続き）

注記14－募集および買戻の条件（続き）

買戻し（続き）

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有するものとする。管理事務代行会社は、買戻のため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延した場合あるいは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否、または買戻資金の支払いを遅らせることができる。

買戻通知が受理されると、受託証券は、かかる受益者が登録から削除されているかどうか、または買戻価格が決定または送金されているかどうかにかかわらず、関連する買戻日から有効に買戻されたものとして扱われる。したがって受益者は、関連する買戻日から、買戻される受益証券に関して信託証書に基づいて生じた権利（本シリーズ・トラストのいずれかの会合で通知を受ける権利、出席する権利、または投票する権利を含む）を行使する権利を有さない、もしくは行使することができない。ただし、買戻価格を受け取る権利、および関連する買戻日の前に宣言されたがまだ支払われていない分配（いずれの場合も、買戻される受益証券に関して）の権利は有する。このような買戻を行う受益者は、買戻価格に関する本シリーズ・トラストの債権者となる。支払い不能による清算においては、買戻を行う受益者の順位は一般の債権者に次となるが、受益者よりも高い。

注記15－後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2026年7月23日までのすべての後発取引および事象を評価した。

2026年4月1日から2026年7月23日までに、364,379米ドルの受益証券の申込と7,763,665米ドルの受益証券の買戻があった。

本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

US Dynamic Growth

Statement of Net Assets
as at March 31, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment at market value <i>(at cost: USD 78,229,372)</i>	2	98,739,148
Cash at bank		1,343,580
Receivable for subscriptions		28,177
Interest receivable		73
Total Assets		100,110,978
LIABILITIES		
Payable for repurchases		184,768
Accrued expenses	11	164,636
Total Liabilities		349,404
NET ASSETS		99,761,574
Number of Units Outstanding		845,204
Net Asset Value per Unit		118.03

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Operations**
for the year ended March 31, 2026
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		36,565
Total Income		36,565
EXPENSES		
Investment Manager fees	6	53,773
Distribution fees	7	752,724
Administrator fees	4	75,280
Custodian fees	5	27,157
Legal fees		1,426
Fee Agent fees	3	155,270
Professional fees		22,890
Agent Member Company fees	8	14,095
Total Expenses		1,102,615
NET INVESTMENT LOSS		(1,066,050)
Net realised gain on investments		2,806,161
Net realised loss on foreign currencies		(320)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,805,841
Change in net unrealised result on investments		20,631,556
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		20,631,556
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		22,371,347

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Changes in Net Assets
for the year ended March 31, 2026**
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		88,431,635
NET INVESTMENT LOSS		(1,066,050)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		2,805,841
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		20,631,556
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		22,371,347
Proceeds from subscriptions of Units	14	2,608,578
Payments for repurchase of Units	14	(13,649,986)
		(11,041,408)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		99,761,574

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended March 31, 2026***(Unaudited)*

Number of Units outstanding at the beginning of the year	934,967
Number of Units issued	22,373
Number of Units repurchased	<u>(112,136)</u>
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>845,204</u>

**Statistical Information
as at March 31, 2026***(Unaudited)**(expressed in US Dollars)*

	2026	2025	2024
Net Assets at the end of the year	99,761,574	88,431,635	102,996,337
Net Asset Value per Unit at the end of the year	118.03	94.58	94.40

US Dynamic Growth

Statement of Investments
as at March 31, 2026
(expressed in US Dollars)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND				
INVESTMENT FUND				
790,653	American Century US Focused Innovation Equity Fund - I US\$ Shares	78,229,372	98,739,148	98.98
		78,229,372	98,739,148	98.98
	Total IRELAND	78,229,372	98,739,148	98.98
Total Investments		78,229,372	98,739,148	98.98

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

US Dynamic Growth

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026

Note 1 - Organisation

The Trust

UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust was created and established by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law, made between Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and UBS Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Act (as revised) and registered under the Mutual Funds Act (as revised) of the Cayman Islands and, accordingly, certain filings have been made in relation to the Trust with the Cayman Islands Monetary Authority.

The Series Trust

US Dynamic Growth (the "Series Trust") was established by a Supplemental Trust Deed dated August 26, 2021.

The investment objective of the Series Trust is to invest indirectly mainly in equities and equity related securities of US companies that are listed or traded on exchanges through investment in a concentrated, actively managed portfolio of companies with significant long-term growth potential.

Such US companies may be selected from the MSCI USA Growth Index (the "Index") or from outside the Index. In addition, investment may be made in non-US companies, which will be selected from outside the Index, up to a maximum of 10% of net assets.

It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the I US\$ Shares, which is one of the share classes belonging to Class I Shares, of American Century US Focused Innovation Equity Fund (the "Selected Fund"). The Selected Fund is a sub-fund of Nomura Funds Ireland plc (the "Umbrella Fund").

The Umbrella Fund is an open-ended umbrella investment company with variable capital incorporated with limited liability in Ireland under the Ireland Companies Acts, 2014 and established as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") pursuant to the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations, 2011.

Unless previously terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Trust Deed headed the Series Trust will continue until the Final Repurchase Day. The Final Repurchase Day will be the earlier of 1 December 2163 (150 years after the date of the Master Trust Deed) and the earliest practicable Repurchase Day following the occurrence of a Compulsory Repurchase Event.

A Compulsory Repurchase Event will occur if:

- (i) the Net Asset Value on any Valuation Day is USD 3,000,000 or less and, on that Valuation Day or thereafter the Manager determines all of the Units shall be compulsorily repurchased by giving notice to all Unitholders; or
- (ii) the Trustee and the Manager agree that all of the Units should be compulsorily repurchased.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared on a going concern basis in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS

The Administrator will calculate the Net Asset Value as at the Valuation Point on each Valuation Day in accordance with the Administrative Agency Agreement pursuant to instructions from the Trustee or the Manager based on the principles set out in the Trust Deed.

The latest available valuation of the Selected Fund that are made available to the Administrator, as at the Valuation Point on a Valuation Day, will be used for the purposes of valuing the Selected Fund. WM Rates as at 4.00 p.m. (London time) will be used for the purposes of valuing assets denominated in non-USD currencies.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026 (continued)****Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)***INVESTMENTS (CONTINUED)*

Net Asset Values so calculated by the Administrator is:

(a) based upon or by reference to sources, materials and systems on the mark-to-market value of the Selected Fund that the Administrator believes to be complete, reliable and accurate; and

(b) prepared as of a particular Valuation Day and will not therefore reflect subsequent changes in market values or prices or any other factors relevant to their determination, unless determined otherwise by the Manager.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in net unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at March 31, 2026:

1 USD = 0.86790 EUR

Note 3 - Fee Agent Fees

The Fee Agent is entitled to receive a fee of 0.12% per annum of the Net Asset Value (the "Operational Costs Fees") accrued on and calculated as at each Valuation Day. The Operational Costs Fees will be payable by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Administration Fees

The Administrator is entitled to receive a fee (the "Administrator Fee") calculated on a tiered asset basis, according to the size of the Net Asset Value, as follows; first USD 500 million at 0.07% per annum of the Net Asset Value, next USD 500 million at 0.06% per annum of the Net Asset Value, balance in excess of USD 1 billion at 0.05% per annum of the Net Asset Value, which are accrued on and calculated as at each Valuation Day (subject to a minimum annual fee of USD 45,000), payable quarterly in arrears, paid by the Trustee out of the assets of the Series Trust.

The initial Administrator Fee that accrues for the period from (and including) the Initial Closing Day to the last Business Day of September 2021 was paid to the Administrator on a prorated daily basis based on the Net Asset Values as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day during such period.

US Dynamic Growth

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026 (continued)

Note 4 - Administration Fees (continued)

For the performance of certain specific administrative tasks, such as the issuance of an audit confirmation letter, the preparation of semi-annual financial statements or the use of accounting principles other than Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles, the Administrator shall also be entitled to receive out of the assets of the Series Trust remuneration for such services in such amount as may be agreed between the Administrator and the Trustee. The Administrator will also be entitled to be reimbursed by the Trustee out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred by it in the performance of its duties.

Note 5 - Custody Fees

The Custodian is entitled to receive a fee (the "Custodian Fee") of 0.025% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day, payable quarterly in arrears by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust, for providing custody services.

The initial Custodian Fee that accrues for the period from (and including) the Initial Closing Day to the last Business Day of September 2021 was paid to the Custodian on a prorated daily basis based on the Net Asset Values as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day during such period. The Custodian shall also be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all ancillary fees for all ancillary services (including without limitation the processing of external currency transactions as notified to the Custodian by the Manager (or its delegate) in accordance with the Series Trust's investment objective, policies and restrictions) that may be performed by the Custodian for the account of the Series Trust in such amount as may be agreed between the Trustee and the Custodian from time to time.

The Custodian is also entitled to receive any other fees agreed between the relevant parties and to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses and disbursements properly incurred by it, including the fees and expenses of all sub-custodians, in the performance of its duties.

Note 6 - Investment Manager Fees

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Investment Manager Fees will be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distribution Fees

Each of the Distributors is entitled to receive a fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value attributable to the US Dollar Class Units accrued on and calculated as at each Valuation Day multiplied by the fraction of Units in issue for which the Distributor is Unitholder divided by the total number of US Dollar Class Units in issue, and payable monthly in arrears ("Distribution Fees"). The Distribution Fees will be payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Member Company Fees

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value attributable to the US Dollar Class Units, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees will be paid by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of USD 10,000 per annum payable annually in advance out of the Operational Costs Fees.

The Trustee is also entitled to be reimbursed out of the Operational Costs Fees for all out-of-pocket expenses and disbursements properly incurred by it in the performance of its duties.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026 (continued)****Note 10 - Manager Fees**

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fees a management fee of USD 5,000 per annum payable monthly in arrears. For the avoidance of doubt, the Manager may decide in its sole discretion to reduce or waive the payment of the Manager Fees.

Note 11 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	13,682
Distribution fees	64,526
Administrator fees	19,154
Custodian fees	6,841
Professional fees	24,900
Agent Member Company fees	2,733
Fee Agent fees	32,800
Accrued expenses	<u>164,636</u>

Note 12 - Distributions

The policy in relation to the Series Trust, in respect of the US Dollar Class Units, is not to make distributions in respect of such class of Units to Unitholders but instead to reinvest all the Series Trust's net income and realised capital gains. Accordingly, an investment in the Series Trust may not be suitable for investors seeking current returns.

For the year ended March 31, 2026, the Series Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 13 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time. The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Operations. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Operations. No withholding tax expense was paid or payable during the year ended March 31, 2026.

The Selected Fund may choose to invest in entities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

The Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

US Dynamic Growth

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026 (continued)

Note 13 - Taxation (continued)

As at March 31, 2026, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

Note 14 - Terms of subscriptions and repurchases

Initial Offering Period

Investors may subscribe for US Dollar Class Units during the Initial Offering Period by sending a completed Application Form (together with supporting documentation to verify such investor's identity, as set out in the Application Form and source of subscription monies) to the Administrator so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the last day of the Initial Offering Period or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on the Initial Closing Day. Payment must be made in US Dollars. No third party payments will be accepted. An incomplete Application Form may, in the discretion of the Manager, be held over to the first Dealing Day following receipt of a completed Application Form and US Dollar Class Units will then be issued at the relevant Net Asset Value per Unit on such Dealing Day.

Subsequent Subscriptions

Investors wishing to subscribe for US Dollar Class Units on a Dealing Day on or after the Initial Closing Day, must send a completed Application Form or a simplified subscription form (as the case may be), for the purchase of US Dollar Class Units (together with, if not previously provided, supporting documentation to verify the identity of the applicant and source of subscription monies) to the Administrator so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine. An incomplete Application Form may, in the discretion of the Manager, be held over to the first Dealing Day following receipt of a completed Application Form and Units will then be issued at the relevant Net Asset Value per Unit applicable to such Dealing Day.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on or before the date three Business Days from and excluding the relevant Dealing Day. Payment must be made in US Dollars. No third party payments will be accepted.

Repurchases

A Unitholder may make a repurchase request to the Administrator on each Repurchase Day in respect of Units of a class of Units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. In order to make a repurchase request, a Unitholder, must submit a completed repurchase notice (the "Repurchase Notice") to the Administrator by facsimile to the facsimile number specified in the Repurchase Notice (notwithstanding, the Administrator may provide alternative method(s) to such submission.) specifying the number of Units and the relevant class of Units to be repurchased so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the relevant Repurchase Day, or by such other time and/or days as the Manager may, in its sole discretion, determine (the "Repurchase Notice Deadline").

The repurchase price per Unit will be calculated as the Net Asset Value per Unit as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a Valuation Day then on the immediately preceding Valuation Day) (the "Repurchase Price").

The Repurchase Notice once served is irrevocable, unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise. The Manager may, in its sole discretion, hold over any Repurchase Notice received after the Repurchase Notice Deadline until the next following Repurchase Day and repurchase the relevant Units at the relevant Repurchase Price on that Repurchase Day.

Upon receipt of a Repurchase Notice by the Repurchase Notice Deadline, and save as described below, the relevant Units will be repurchased at the Repurchase Price. The minimum number of Units that may be the subject of a repurchase request by a Unitholder on any Repurchase Day is 1 Unit and thereafter in 1 Unit increments, unless the Manager determines otherwise.

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2026 (continued)

Note 14 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)

Repurchases (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee or the Administrator with any anti-money laundering or law in any jurisdiction.

Where a Repurchase Notice is accepted, the Units will be treated as having been repurchased with effect from the relevant Repurchase Day irrespective of whether or not such Unitholder has been removed from the Register or the Repurchase Price has been determined or remitted. Accordingly, from the relevant Repurchase Day, Unitholders in their capacity as such will not be entitled to or be capable of exercising any rights arising under the Trust Deed with respect to Units being repurchased (including any right to receive notice of, attend or vote at any meeting of the Series Trust) save the right to receive the Repurchase Price and any distribution which has been declared prior to the relevant Repurchase Day but not yet paid (in each case with respect to the Units being repurchased). Such repurchasing Unitholders will be creditors of the Series Trust with respect to the Repurchase Price. In an insolvent liquidation, repurchasing Unitholders will rank behind ordinary creditors but ahead of Unitholders.

Note 15 - Subsequent events

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through July 23, 2026, the date on which these financial statements were made available to be issued.

From April 1, 2026 to July 23, 2026, there were subscriptions of units of USD 364,379 and repurchases of units of USD 7,763,665.

There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

＜参考情報＞

以下は、ノムラ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシー—アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンドの財務書類を抜粋し翻訳したものです。原文の財務書類は、ノムラ・ファンズ・アイルランド・ピーエルシーの全てのシリーズ・トラストにつき一括して作成されています。本書においては、関係するシリーズ・トラストであるアメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンドに関連する部分のみを記載しています。また、アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンドにはI US\$クラス投資証券を含む複数のクラスが存在します。

[次へ](#)

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

財 政 状 態 計 算 書

2025年12月31日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
銀行預金	973,733	156,498
マージン口座におけるブローカーからの未収金	-	-
債権およびその他の受取債権	1,687	271
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	112,102,251	18,017,074
資産合計	113,077,671	18,173,843
負債		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	-	-
当座借越	-	-
債務－ 1 年以内に満期が到来する金額	(355,492)	(57,135)
負債合計	(355,492)	(57,135)
償還可能参加株式保有者に帰属する純資産	112,722,179	18,116,709
I US\$クラス		
純資産	112,708,242	18,114,469
発行済株式	809,287 口	
1 株当たり純資産価格	139.2686	22,383 円

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

包 括 利 益 計 算 書

2025年12月31日終了年度

	(米ドル)	(千円)
営業収益	241,176	38,762
付加価値税還付	(1,137)	(183)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 および金融負債に係る純利益	18,771,695	3,016,987
営業収益合計	19,011,734	3,055,566
営業費用	(873,277)	(140,353)
営業利益	18,138,457	2,915,213
金融費用		
純利益からの配当金	-	-
キャピタルゲインからの配当金	-	-
当座貸越利息	-	-
当期の利益	18,138,457	2,915,213
源泉徴収税を含む税金	(69,161)	(11,116)
営業活動による償還可能参加株式保有者に帰属する 純資産の増加	18,069,296	2,904,097

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

償還可能参加株式保有者に帰属する純資産の変動計算書

2025年12月31日終了年度

	(米ドル)	(千円)
期首における償還可能参加株式保有者に帰属する純資産	106,393,283	17,099,528
想定為替換算調整額	-	-
営業活動による償還可能参加株式保有者に帰属する純資産の増加	18,069,296	2,904,097
資本取引		
償還可能参加株式の発行による純手取額	-	-
償還可能参加株式の償還による純費用	(11,740,400)	(1,886,917)
資本取引による純収入	(11,740,400)	(1,886,917)
期末における償還可能参加株式保有者に帰属する純資産	112,722,179	18,116,709

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日終了年度

(米ドル) (千円)

営業活動によるキャッシュ・フロー

コール勘定利息の受取額	3,294	529
配当金の受取額	165,562	26,609
証券貸付収益の受取額	1,261	203
ファンドの償還	-	-
雑収入／（雑費）	4,665	750
営業費用の支払額	(869,706)	(139,779)
為替差益／（損失）	-	-
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(694,924)	(111,688)

投資活動によるキャッシュ・フロー

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(41,311,355)	(6,639,561)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	52,280,290	8,402,488
投資活動による正味キャッシュ・フロー	10,968,935	1,762,927

財務活動によるキャッシュ・フロー

償還可能参加株式の発行による収入	-	-
償還可能参加株式の償還による支出	(11,740,400)	(1,886,917)
当座貸越利息の支払額	-	-
財務活動による正味キャッシュ・フロー	(11,740,400)	(1,886,917)

当期における現金および現金同等物の純増加／（減少）

期首における現金および現金同等物	2,440,122	392,176
期末における現金および現金同等物	973,733	156,498

キャッシュ・フロー情報の補足開示：

利息受取額	3,294	529
配当金（源泉徴収税控除後）受取額	165,562	26,609
利息支払額	-	-

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

投資有価証券明細表

2025年12月31日現在

銘柄	保有数	公正価値 (米ドル)	ファンドに 占める割合 (%)
株式 - 99.45% (2024年12月31日：97.91%)			
カナダ - 1.69% (2024年12月31日：1.61%)			
通信 - 1.69% (2024年12月31日：1.61%)			
Shopify Inc Class A	11,677	1,903,234 1,903,234	1.69% 1.69%
カナダ合計		1,903,234	1.69%
デンマーク - 2.71% (2024年12月31日：1.37%)			
生活必需品 - 2.71% (2024年12月31日：1.37%)			
Ascendis Pharma A/S - Sponsored ADR	14,659	3,055,229 3,055,229	2.71% 2.71%
デンマーク合計		3,055,229	2.71%
オランダ - 2.97% (2024年12月31日：2.75%)			
生活必需品 - 2.97% (2024年12月31日：2.75%)			
Adyen NV 144A	1,096	1,767,485	1.57%
Argenx SE - Sponsored ADR	1,883	1,574,979 3,342,464	1.40% 2.97%
オランダ合計		3,342,464	2.97%
スウェーデン - 1.11% (2024年12月31日：0.33%)			
通信 - 1.11% (2024年12月31日：0.33%)			
Spotify Technology SA	2,176	1,253,615 1,253,615	1.11% 1.11%
スウェーデン合計		1,253,615	1.11%
英国 - 1.31% (2024年12月31日：0.74%)			
エネルギー - 0.32% (2024年12月31日：- %)			
TechnipFMC Plc	8,095	364,275 364,275	0.32% 0.32%
技術 - 0.99% (2024年12月31日：0.74%)			
ARM Holdings Plc - Sponsored ADR	10,048	1,113,319 1,113,319	0.99% 0.99%
英国合計		1,477,594	1.31%
米国 - 89.66% (2024年12月31日：91.11%)			
通信 - 28.77% (2024年12月31日：29.19%)			
Alphabet Inc Class C	32,695	10,280,943	9.12%
Amazon.com Inc	45,648	10,587,140	9.39%
AppLovin Corp Class A	1,817	1,245,572	1.11%
DoorDash Inc Class A	6,308	1,432,862	1.27%
Meta Platforms Inc Class A	8,076	5,346,070	4.74%
Netflix Inc	37,849	3,535,664 32,428,251	3.14% 28.77%
一般消費財 - 8.76% (2024年12月31日：11.65%)			
Aurora Innovation Inc Class A	112,453	433,506	0.38%
Cava Group Inc	2,242	130,798	0.12%
Chipotle Mexican Grill Inc Class A	14,852	550,861	0.49%
Tesla Inc	19,265	8,755,943 9,871,108	7.77% 8.76%

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

投資有価証券明細表（続き）

2025年12月31日現在

銘柄	保有数	公正価値 (米ドル)	ファンドに 占める割合 (%)
米国 - 89.66% (2024年12月31日：91.11%)(続き)			
生活必需品 - 10.00% (2024年12月31日：14.74%)			
Alnylam Pharmaceuticals Inc	6,894	2,748,328	2.44%
Insmed Inc	7,979	1,392,176	1.24%
Intuitive Surgical Inc	3,816	2,180,272	1.93%
Paylocity Holding Corp	3,461	527,249	0.47%
Regeneron Pharmaceuticals Inc	2,928	2,259,918	2.00%
S&P Global Inc	1,165	612,918	0.54%
Structure Therapeutics Inc - Sponsored ADR	15,909	1,084,357	0.96%
Verisk Analytics Inc Class A	2,118	476,486	0.42%
		11,281,704	10.00%
金融 - 3.18% (2024年12月31日：3.11%)			
Kinsale Capital Group Inc	1,625	642,980	0.57%
Mastercard Inc Class A	5,104	2,941,537	2.61%
		3,584,517	3.18%
工業 - 5.72% (2024年12月31日：4.45%)			
Bloom Energy Corp Class A	3,509	298,335	0.27%
Coherent Corp	4,451	836,521	0.74%
Rocket Lab Corp	60,668	4,284,374	3.80%
Westinghouse Air Brake Technologies Corp	4,754	1,027,435	0.91%
		6,446,665	5.72%
テクノロジー - 33.23% (2024年12月31日：27.97%)			
Applied Materials Inc	16,903	4,390,301	3.90%
Broadcom Inc	9,928	3,438,364	3.05%
Cadence Design Systems Inc	9,664	3,040,294	2.70%
Docusign Inc Class A	11,899	822,935	0.73%
Figma Inc Class A	47	1,758	0.00%
HubSpot Inc	2,496	1,002,419	0.89%
Intuit Inc	1,653	1,102,072	0.98%
KLA Corp	3,394	4,198,106	3.72%
Microsoft Corp	10,383	5,046,865	4.48%
Monolithic Power Systems Inc	1,545	1,420,751	1.26%
NVIDIA Corp	55,594	10,488,364	9.30%
Okta Inc Class A	11,160	973,822	0.86%
Palantir Technologies Inc Class A	8,512	1,531,819	1.36%
		37,457,870	33.23%
米国合計		101,070,115	89.66%
株式合計		112,102,251	99.45%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		112,102,251	99.45%
その他の資産および負債		619,928	0.55%
償還可能参加株式保有者に帰属する純資産		112,722,179	100.00%

期末時点で保有する投資対象は、証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている譲渡可能証券または店頭金融デリバティブ商品である。下表は、その構成を2025年12月31日現在の総資産に占める割合で示したものである。

ポートフォリオ分析	総資産に 占める割合 (%)
証券取引所に上場している譲渡可能証券および短期金融市場商品	99.14
その他の規制市場で取引されている譲渡可能証券および短期金融市場商品	-
規制市場で取引されている金融デリバティブ商品	-
店頭金融デリバティブ商品	-
	99.14

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

ポートフォリオ変動明細表

2025年12月31日終了年度

主要購入品目	額面	費用（米ドル）
Meta Platforms Inc Class A	6,447	4,564,166
Applied Materials Inc	21,090	3,907,593
Broadcom Inc	9,928	3,599,715
Synopsys Inc	6,637	3,530,669
KLA Corp	4,113	3,438,882
Insmed Inc	8,519	1,416,373
Palantir Technologies Inc Class A	8,824	1,338,571
Intuit Inc	1,882	1,277,108
Microsoft Corp	2,398	1,194,971
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd - Sponsored ADR	5,050	1,108,092
Cava Group Inc	12,136	1,028,603
AppLovin Corp Class A	1,854	955,775
Spotify Technology SA	1,559	938,341
Ascendis Pharma A/S - Sponsored ADR	4,957	838,830
Cadence Design Systems Inc	2,735	819,576
Amazon.com Inc	3,865	807,985
NVIDIA Corp	6,031	721,640
Adyen NV 144A	442	707,694
Paylocity Holding Corp	3,421	644,009
ARM Holdings Plc - Sponsored ADR	5,011	582,516
Coherent Corp	4,547	572,468
Aurora Innovation Inc Class A	114,513	563,472
Kinsale Capital Group Inc	1,276	558,579
Rocket Lab Corp	10,385	496,273
Alphabet Inc Class C	2,631	485,111
Monolithic Power Systems Inc	569	437,646
S&P Global Inc	887	434,238
Tesla Inc	1,055	429,019

アメリカン・センチュリー USフォーカスト・イノベーション・エクイティ・ファンド

ポートフォリオ変動明細表（続き）

2025年12月31日終了年度

主要売却品目	額面	収益（米ドル）
Alphabet Inc Class C	24,842	6,222,173
Advanced Micro Devices Inc	31,953	3,922,905
NVIDIA Corp	20,433	3,318,510
Salesforce Inc	11,923	3,106,049
Synopsys Inc	6,637	3,037,495
Meta Platforms Inc Class A	4,675	3,013,140
Rocket Lab Corp	37,759	2,343,888
Alnylam Pharmaceuticals Inc	5,296	2,306,363
Block Inc Class A	28,378	1,806,115
Blueprint Medicines Corp	13,616	1,742,862
Microsoft Corp	3,983	1,630,320
Constellation Brands Inc Class A	9,505	1,613,077
Chipotle Mexican Grill Inc Class A	37,552	1,570,749
Amazon.com Inc	5,386	1,254,852
Netflix Inc	1,173	1,134,713
Tesla Inc	3,045	1,080,170
Applied Materials Inc	4,187	1,071,142
Cactus Inc Class A	22,663	922,406
Argenx SE - Sponsored ADR	1,397	916,636
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd - Sponsored ADR	5,050	880,856
Cava Group Inc	12,589	846,249
Paylocity Holding Corp	5,640	844,718
Shopify Inc Class A	6,117	824,493
KLA Corp	719	729,948
Rocket Lab USA Inc	21,914	629,646
Intuitive Surgical Inc	1,147	559,635

（２）【損益計算書】

ファンドの損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの投資明細表をご参照ください。

②【2025年3月31日終了年度】

(1)【貸借対照表】

USダイナミック・グロース

純資産計算書			
2025年3月31日時点			
(米ドルで表示)			
	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
時価で測定した投資額 (原価：8,737万2,411米ドル)	2	87,250,631	14,022,921
当座預金		1,382,759	222,237
未収利息		412	66
資産合計		88,633,802	14,245,225
負債			
受益証券の買戻に伴う未払金		51,249	8,237
累積経費	11	150,918	24,256
負債合計		202,167	32,492
純資産		88,431,635	14,212,732
発行済受益証券口数		934,967	
受益証券1口当たり純資産価値		94.58	15,201 円

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

損益計算書
2025年3月31日に終了した会計年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
銀行口座に対する利息		47,707	7,667
収益合計		47,707	7,667
費用			
投資運用会社報酬	6	51,162	8,223
販売報酬	7	716,177	115,104
管理事務代行報酬	4	71,625	11,512
保管会社報酬	5	25,851	4,155
弁護士費用		3,778	607
報酬代行会社報酬	3	186,775	30,018
専門家報酬		22,890	3,679
代行協会員報酬	8	13,489	2,168
費用合計		1,091,747	175,466
純投資損失		(1,044,040)	(167,798)
投資に関する純実現益		1,226,389	197,105
外貨に関する実現純利益		38	6
当年度実現純利益		1,226,427	197,111
投資に関する未実現純損益の変動		1,048,167	168,461
当年度未実現純利益		1,048,167	168,461
運用に伴う純資産の純増額		1,230,554	197,775

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

株主資本等変動計算書
2025年3月31日に終了した会計年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
当年度期首における純資産		102,996,337	16,553,571
純投資損失		(1,044,040)	(167,798)
当年度実現純利益		1,226,427	197,111
当年度未実現純利益		1,048,167	168,461
運用に伴う純資産の純増額		1,230,554	197,775
受益証券の申込による収入	14	5,290,568	850,300
受益証券の買戻のための支払い	14	(21,085,824)	(3,388,914)
		(15,795,256)	(2,538,614)
当年度末における純資産		88,431,635	14,212,732

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

発行済受益証券口数変動計算書
2025年3月31日に終了した会計年度

当年度期首における発行済受益証券口数	1,091,116
発行済受益証券口数	50,537
買戻された受益証券口数	(206,686)
当年度末における発行済受益証券口数	934,967

統計情報
2025年3月31日時点
(米ドルで表示)

	2025年		2024年		2023年	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
当年度末における純資産	88,431,635	14,212,732,377	102,996,337	16,553,571,283	88,484,945	14,221,300,360
当年度末における受益証券1口当たり純資産価値	94.58	15,201	94.40	15,172	69.61	11,188

投資明細
2025年3月31日時点
(米ドルで表示)

数量 ⁽¹⁾	説明	取得原価	時価	純資産に 対する割合 (%)
アイルランド				
投資ファンド				
883,061	アメリカン・センチュリーUSフォーカスト・ イノベーション・エクイティファンドー I US\$クラス	87,372,411	87,250,631	98.66
		87,372,411	87,250,631	98.66
	アイルランド合計	87,372,411	87,250,631	98.66
投資額合計		87,372,411	87,250,631	98.66

(1)数量は受益証券／株式の口数を表す。

添付の注記は本財務諸表の不可分の一部である。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）

注記1－組織

トラスト

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）III（以下、「トラスト」と言う）は、ケイマン諸島の信託法に基づきエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッド（以下、「受託会社」という）とUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」という）の間で締結された2013年12月2日付けの基本信託証書により設立されたオープン・エンド契約型のアンブレラ・ユニット・トラストである。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂版）に基づく免税信託であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂版）に基づいて登録されている。したがって本トラストに関連してケイマン諸島金融当局に特定の届け出が行われている。

シリーズ・トラスト

USダイナミック・グロース（以下、「シリーズ・トラスト」という）は、補遺信託証書に基づき2021年8月26日付に設立された。

本シリーズ・トラストの投資目的は、長期的な成長が大きく見込まれる企業の集中的かつ積極的な運用ポートフォリオへの投資を通じて、主に、金融商品取引所において上場または取引されている米国企業の株式および株式関連証券に間接的に投資を行うことである。

当該米国企業は、MSCI米国グロース・インデックス（以下、「インデックス」という）から選択することでも、インデックス以外から選択することでもできる。また、インデックス以外から選択される非米国企業への投資も純資産の10%を上限として行うことができる。

本シリーズ・トラストは、アメリカン・センチュリーUSフォーカスド・イノベーション・エクイティ・ファンド（以下、「投資対象ファンド」という）のクラスI投資証券の一つであるI US\$クラス投資証券に、ファンドの資産をおおむね全て投資することで、その投資目的の達成を目指すことが期待される。投資対象ファンドは、ノムラ・ファンズ・アイルランドピーエルシー（以下、「アンブレラ・ファンド」という）のサブファンドである。

アンブレラ・ファンドは、2014年アイルランド会社法に基づき、アイルランドで有限責任で設立された変動資本を有するオープンエンド型のアンブレラ投資会社であり、2011年欧州共同体（EC）規制（譲渡可能な証券への集団投資事業）に基づく譲渡可能な証券への集団投資事業（以下、「UCITS」という）として設立された。

本シリーズ・トラストは、基本信託証書に定められた状況に従って最終買戻日より前に終了した場合を除き、最終買戻日まで存続する。最終買戻日は、2163年12月1日（基本信託証書の日付から150年後）と強制買戻事由発生後の実務上可能な直近の買戻日のうち、より早い方の日付とする。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記1－組織（続き）

シリーズ・トラスト（続き）

強制買戻事由は以下の場合に発生する：

- （i）ある評価日における純資産価値が3百万米ドルまたはこれを下回り、かかる評価日またはそれ以降において、管理会社がすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきと判断する場合、または、
- （ii）受託会社および管理会社が受益証券をすべて強制償還することに合意した場合。

注記2－重要な会計方針

財務諸表は、投資ファンドに適用されるルクセンブルクで一般に認められた会計原則に従って継続企業の前提に基づいて作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

投資

管理事務代行会社は、信託証書に定められた原則に基づく受託会社または管理会社の指示を遵守した管理事務代行契約に従い、各評価日の評価時点における純資産価値を算定する。

評価日の評価時点で管理事務代行会社が利用可能な投資対象ファンドの最新の利用可能なバリュエーションは、投資対象ファンドを評価する目的で使用される。午後4時（ロンドン時間）時点のWMレートは、米ドル以外の通貨建ての資産を評価する目的で使用される。

純資産価値は管理事務代行会社によって次のように算定される：

- （a）管理事務代行会社が、完全かつ信頼性が高く、正確と考える、投資対象ファンドの時価に関する情報源、資料およびシステムに基づく、または参照する、および
- （b）特定の評価日に算定される。したがって算定結果は、管理会社が別途決定しない限り、市場価値または市場価格のその後の変化、または管理会社の決定に関連するその他の要因を反映しない。

投資取引および投資収益

投資取引は取引日に計上される。受取利息は発生主義により認識される。配当金は配当落ち日に記録される。証券取引の実現損益は、売却された証券の平均コストに基づいて決定される。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記2－重要な会計方針（続き）

外貨換算

本シリーズ・トラストは、会計記録を米ドル（以下、「USD」という）で維持し、財務諸表はこの通貨で表示される。USD以外の通貨で表示された資産および負債は、年度末時点で適用可能な為替レートでUSDに変換される。USD以外の通貨での収益および費用は、取引日に決定される適切な為替レートでUSDに変換される。

USD以外の通貨での投資取引は、取引日に適用される為替レートでUSDに変換される。

本シリーズ・トラストは、外国為替相場の変動がもたらす投資の運用結果の一部を、保有する証券の市場価格の変化と分けしない。かかる変動は、投資に関する純実現損益および未実現損益の変動に含まれる。

2025年3月31日時点の為替レート：

$$1 \text{ USD} = 0.92575 \text{ EUR}$$

注記3－報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日ごとに累積され計算される純資産価値の0.12%を年当たりの報酬（以下、「運営費用報酬」という）として受け取る権利を有するものとする。運営費用報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記4－管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、以下のように、純資産価値の大きさに応じて、階層的資産ベースで計算された報酬（以下、「管理事務代行会社報酬」という）を受け取る権利を有するものとする。具体的には、純資産価値の5億米ドル以下に対して0.07%、5億米ドル超10億米ドル以下に対して0.06%、10億米ドル超に対して0.05%を年当たりの報酬として受け取る。これらの報酬は、各評価日ごとに累積され計算され（最低年間報酬は4万5,000米ドルとする）、四半期ごとに後払いで、本シリーズ・トラストの資産から受託会社によって支払われるものとする。

当初クロージング日から2021年9月の最終営業日（この日を含む）までの期間に蓄積した最初の管理事務代行会社報酬は、当該期間における各評価日にルクセンブルクでの業務終了後の純資産価値に基づき、日割り計算で管理事務代行会社に支払われた。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記4－管理事務代行会社報酬（続き）

管理事務代行会社はまた、監査確認状の発行、半期財務諸表の作成、またはルクセンブルク会計基準以外の会計原則の使用など、特定の管理事務業務を遂行するため、管理会社と受託会社の間で合意することのできる金額を、かかるサービスに対する報酬として、本シリーズ・トラストの資産から受け取る権利を有するものとする。管理事務代行会社は、その職務の遂行において合理的に負担したすべての自己負担費用および経費について、受託会社によって本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利も有するものとする。

注記5－保管会社報酬

保管会社は、保管関連業務への対価として、各評価日ごとに累積され算定された純資産価値の0.025%を年当たりの報酬（以下、「保管会社報酬」という）として受け取る権利を有し、この報酬は四半期ごとに後払いで、受託会社の代わりに本シリーズ・トラストの資産から管理事務代行会社によって支払われるものとする。

当初クロージング日から2021年9月の最終営業日（この日を含む）までの期間に蓄積した最初の保管会社報酬は、当該期間における各評価日にルクセンブルクでの業務終了後の純資産価値に基づき、日割り計算で保管会社に支払われた。保管会社は、本シリーズ・トラストの資産から、保管会社が本シリーズ・トラストの口座のために実施するすべての付随的サービス（これには管理会社（またはその代理人）が本シリーズ・トラストの投資目的、方針、および制限に従って保管会社に通知した外貨取引の処理が含まれるが、これに限定されない）に関するすべての付随的報酬について、受託会社と保管会社が時として合意することのできる金額を、本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利を有するものとする。

保管会社は、関連当事者間で合意されたその他の報酬を受け取り、その職務を遂行する中で発生したすべてのサブ保管会社の報酬および経費を含め、適切に負担したすべての自己負担経費および支出について、本シリーズ・トラストの資産から払い戻される権利を有するものとする。

注記6－投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日ごとに累積され計算された純資産価値の0.05%を年当たりの報酬として受け取る権利を有し、四半期ごとに後払いで支払われるものとする。投資運用会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記7－販売報酬

各販売会社は、各評価日ごとに累積され算定された米ドル・クラスユニットに帰属する純資産価値の0.70%に、発行済受託証券における販売会社が受益者である割合を乗じ、これを発行済米ドル・クラスユニットの総数で割った金額（以下、「販売報酬」という）を販売報酬として毎月後払いで受け取る権利を有するものとする。販売報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記8－代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日ごとに累積され算定された米ドル・クラスユニットに帰属する純資産価値の0.01%を年当たり報酬として受け取り、四半期ごとに後払いで支払われる権利を有するものとする。代行協会員報酬は、管理事務代行会社が管理会社の代理人として本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

注記9－受託会社報酬

受託会社は、年当たり10,000米ドルの固定報酬を運営費用報酬から前払いで受け取る権利を有するものとする。

受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費および支出について、運営費用報酬から払い戻しを受ける権利を有する。

注記10－管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取り、毎月後払いで支払われる権利を有するものとする。疑義のないように記すと、管理会社は独自の裁量により、管理会社報酬の支払いを減額または放棄することを決定できる。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記11－累積経費

	USD
投資運用会社報酬	12,819
販売報酬	55,549
管理事務代行報酬	17,947
保管会社報酬	6,410
専門家報酬	24,900
代行協会員報酬	2,560
報酬代行会社報酬	30,733
累積経費	150,918

注記12－分配

本シリーズ・トラストに関する米ドル・クラスユニットに関わる方針は、かかるユニットクラスに関して受益者に分配を行う代わりに、本シリーズ・トラストの純益と実現されたキャピタル・ゲインをすべて再投資することである。したがって、当期のリターンを求める投資家にとって、本シリーズ・トラストへの投資は適していない場合がある。

2025年3月31日に終了した会計年度について、本シリーズ・トラストは受益者に配当を分配していない。

注記13－法人税等

ケイマン諸島の現行法の下では、本シリーズ・トラストによって支払われる所得税、不動産税、譲渡税、売上税、または本シリーズ・トラストによる受益者への支払いまたは受益証券買戻の際の純資産価値の支払いに適用される源泉徴収税は課せられていない。

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させる可能性がある。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、損益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、別個の科目として損益計算書に記載される。2025年3月31日に終了した会計年度において、源泉徴収税は支払われなかった。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記13－法人税等（続き）

投資対象ファンドは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業に投資することを選択する可能性がある。これらの国々の多くでは、投資対象ファンドを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については投資対象ファンドの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提すると、本シリーズ・トラストが当該国で獲得したキャピタル・ゲインに対する税金負債を評価するよう要求する可能性が高い場合、本シリーズ・トラストはこの税金負債を認識することが要求される。この税金負債は、同国において導入された税法および税率、または当該報告期間末までに実質的に導入された税法および税率を用いて、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、税金負債が最終的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な税金負債を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年3月31日時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、財務諸表上で未実現の税控除として計上すべき負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じうるものであり、遡及的に課税される可能性もある。その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

注記14－募集および買戻の条件

初回募集期間

投資家は、初回募集期間の最終日の午前11時（ルクセンブルク時間）までに、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までに、記入済み購入申込書（および申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を管理事務代行会社へ送付することにより、初回募集期間中に米ドル・クラスユニットを購入することができる。

購入代金は、当初クロージング日に関する現金決済日までに、申込者名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。支払いは米ドルで行われなければならない。第三者による支払いは受け付けられない。不十分な購入申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、米ドル・クラスユニットが関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行される。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記14－募集および買戻の条件（続き）

その後の募集

当初クロージング日以降の取引日に米ドル・クラスユニットの購入を希望する投資家は、米ドル・クラスユニットを購入するために、記入済みの購入申込書または簡易化した購入申込書（場合による）を（あらかじめ用意されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所とともに）管理事務代行会社へ送付しなければならない。管理事務代行会社に関連する取引日の午前11時（ルクセンブルク時間）までに、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の日時までに受領するように送付しなくてはならない。不十分な購入申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する受益証券1口当たり純資産価格でかかる取引日に発行される。

購入代金は、該当する取引日を含まず、関連する取引日から3営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座から本シリーズ・トラストの口座へ現金決済により電信送金で全額が送金されなければならない。支払いは米ドルで行われなければならない。第三者による支払いは受け付けられない。

買戻

受益者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができる。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日の午前11時（ルクセンブルク時間）または管理会社がその単独の裁量で定めることができるその他の時点および／もしくは日（以下、「買戻通知期限」という）までに、買戻される受益証券の口数と関連するユニットクラスが適切に記入された買戻通知（以下、「買戻通知」という）を管理事務代行会社へ買戻通知に記載されたファクシミリ番号にファクシミリで（管理事務代行会社がかかる提出方法以外の代替的手段を提供している場合であっても）提出しなければならない。

受益証券1口当たりの買戻価格（以下、「買戻価格」という）は、関連する買戻日（買戻日が評価日でない場合は、評価日の前日）において計算された受益証券1口当たり純資産価格である。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となる。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、買戻価格で買戻することができる。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格で買戻される。ある買戻日における受益者による買戻要求の対象となる最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とする。

財務諸表の注記（2025年3月31日時点）（続き）

注記14－募集および買戻の条件（続き）

買戻し（続き）

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有するものとする。管理事務代行会社は、買戻のため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延した場合あるいは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否、または買戻資金の支払いを遅らせることができる。

買戻通知が受理されると、受託証券は、かかる受益者が登録から削除されているかどうか、または買戻価格が決定または送金されているかどうかにかかわらず、関連する買戻日から有効に買戻されたものとして扱われる。したがって受益者は、関連する買戻日から、買戻される受益証券に関して信託証書に基づいて生じた権利（本シリーズ・トラストのいずれかの会合で通知を受ける権利、出席する権利、または投票する権利を含む）を行使する権利を有さない、もしくは行使することができない。ただし、買戻価格を受け取る権利、および関連する買戻日の前に宣言されたがまだ支払われていない分配（いずれの場合も、買戻される受益証券に関して）の権利は有する。このような買戻を行う受益者は、買戻価格に関する本シリーズ・トラストの債権者となる。支払い不能による清算においては、買戻を行う受益者の順位は一般の債権者に次となるが、受益者よりも高い。

注記15－後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2025年7月31日までのすべての後発取引および事象を評価した。

2025年4月1日から2025年7月31日までに、91万754米ドルの受益証券の申込と337万5,873米ドルの受益証券の買戻があった。

本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

[次へ](#)

*US Dynamic Growth***Statement of Net Assets
as at March 31, 2025**
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment at market value <i>(at cost: USD 87,372,411)</i>	2	87,250,631
Cash at bank		1,382,759
Interest receivable		412
Total Assets		88,633,802
LIABILITIES		
Payable for repurchases		51,249
Accrued expenses	11	150,918
Total Liabilities		202,167
NET ASSETS		88,431,635
 Number of Units Outstanding		 934,967
Net Asset Value per Unit		94.58

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Operations
for the year ended March 31, 2025***(expressed in US Dollars)*

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		47,707
Total Income		<u>47,707</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	6	51,162
Distribution fees	7	716,177
Administrator fees	4	71,625
Custodian fees	5	25,851
Legal fees		3,778
Fee Agent fees	3	186,775
Professional fees		22,890
Agent Member Company fees	8	13,489
Total Expenses		<u>1,091,747</u>
NET INVESTMENT LOSS		<u>(1,044,040)</u>
Net realised gain on investments		1,226,389
Net realised gain on foreign currencies		38
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>1,226,427</u>
Change in net unrealised result on investments		1,048,167
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>1,048,167</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>1,230,554</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Changes in Net Assets
for the year ended March 31, 2025**
(expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		102,996,337
NET INVESTMENT LOSS		(1,044,040)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		1,226,427
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		1,048,167
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		1,230,554
Proceeds from subscriptions of Units	14	5,290,568
Payments for repurchase of Units	14	(21,085,824)
		(15,795,256)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		88,431,635

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Statement of Changes in Units Outstanding
for the year ended March 31, 2025**

Number of Units outstanding at the beginning of the year	1,091,116
Number of Units issued	50,537
Number of Units repurchased	(206,686)
Number of Units outstanding at the end of the year	<u>934,967</u>

**Statistical Information
as at March 31, 2025**
(expressed in US Dollars)

	2025	2024	2023
Net Assets at the end of the year	88,431,635	102,996,337	88,484,945
Net Asset Value per Unit at the end of the year	94.58	94.40	69.61

US Dynamic Growth

Statement of Investments
as at March 31, 2025
(expressed in US Dollars)

Quantity ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
IRELAND				
INVESTMENT FUND				
883,061	American Century US Focused Innovation Equity Fund - I US\$ Shares	87,372,411	87,250,631	98.66
		87,372,411	87,250,631	98.66
	Total IRELAND	87,372,411	87,250,631	98.66
	Total Investments	87,372,411	87,250,631	98.66

⁽¹⁾ Quantity represents a number of units/shares.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025****Note 1 - Organisation****The Trust**

UBS Universal Trust (Cayman) III (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust was created and established by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law, made between Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and UBS Management (Cayman) Limited (the "Manager").

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Act (as revised) and registered under the Mutual Funds Act (as revised) of the Cayman Islands and, accordingly, certain filings have been made in relation to the Trust with the Cayman Islands Monetary Authority.

The Series Trust

US Dynamic Growth (the "Series Trust") was established by a Supplemental Trust Deed dated August 26, 2021.

The investment objective of the Series Trust is to invest indirectly mainly in equities and equity related securities of US companies that are listed or traded on exchanges through investment in a concentrated, actively managed portfolio of companies with significant long-term growth potential.

Such US companies may be selected from the MSCI USA Growth Index (the "Index") or from outside the Index. In addition, investment may be made in non-US companies, which will be selected from outside the Index, up to a maximum of 10% of net assets.

It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust into the I US\$ Shares, which is one of the share classes belonging to Class I Shares, of American Century US Focused Innovation Equity Fund (the "Selected Fund"). The Selected Fund is a sub-fund of Nomura Funds Ireland plc (the "Umbrella Fund").

The Umbrella Fund is an open-ended umbrella investment company with variable capital incorporated with limited liability in Ireland under the Ireland Companies Acts, 2014 and established as an Undertaking for Collective Investment in Transferable Securities ("UCITS") pursuant to the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations, 2011.

Unless previously terminated in accordance with the circumstances set forth in the Master Trust Deed headed the Series Trust will continue until the Final Repurchase Day. The Final Repurchase Day will be the earlier of 1 December 2163 (150 years after the date of the Master Trust Deed) and the earliest practicable Repurchase Day following the occurrence of a Compulsory Repurchase Event.

A Compulsory Repurchase Event will occur if:

- (i) the Net Asset Value on any Valuation Day is USD 3,000,000 or less and, on that Valuation Day or thereafter the Manager determines all of the Units shall be compulsorily repurchased by giving notice to all Unitholders; or
- (ii) the Trustee and the Manager agree that all of the Units should be compulsorily repurchased.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared on a going concern basis in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds and include the following significant accounting policies:

INVESTMENTS

The Administrator will calculate the Net Asset Value as at the Valuation Point on each Valuation Day in accordance with the Administrative Agency Agreement pursuant to instructions from the Trustee or the Manager based on the principles set out in the Trust Deed.

The latest available valuation of the Selected Fund that are made available to the Administrator, as at the Valuation Point on a Valuation Day, will be used for the purposes of valuing the Selected Fund. WM Rates as at 4.00 p.m. (London time) will be used for the purposes of valuing assets denominated in non-USD currencies.

US Dynamic Growth

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025 (continued)

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS (CONTINUED)

Net Asset Values so calculated by the Administrator is:

- (a) based upon or by reference to sources, materials and systems on the mark-to-market value of the Selected Fund that the Administrator believes to be complete, reliable and accurate; and
- (b) prepared as of a particular Valuation Day and will not therefore reflect subsequent changes in market values or prices or any other factors relevant to their determination, unless determined otherwise by the Manager.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Series Trust maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Series Trust does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised gain or loss and change in unrealised gain or loss from investments.

Currency rate as at March 31, 2025:

1 USD = 0.92575 EUR

Note 3 - Fee Agent Fees

The Fee Agent is entitled to receive a fee of 0.12% per annum of the Net Asset Value (the "Operational Costs Fees") accrued on and calculated as at each Valuation Day. The Operational Costs Fees will be payable by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

Note 4 - Administration Fees

The Administrator is entitled to receive a fee (the "Administrator Fee") calculated on a tiered asset basis, according to the size of the Net Asset Value, as follows; first USD 500 million at 0.07% per annum of the Net Asset Value, next USD 500 million at 0.06% per annum of the Net Asset Value, balance in excess of USD 1 billion at 0.05% per annum of the Net Asset Value, which are accrued on and calculated as at each Valuation Day (subject to a minimum annual fee of USD 45,000), payable quarterly in arrears, paid by the Trustee out of the assets of the Series Trust.

The initial Administrator Fee that accrues for the period from (and including) the Initial Closing Day to the last Business Day of September 2021 was paid to the Administrator on a prorated daily basis based on the Net Asset Values as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day during such period.

US Dynamic Growth

Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025 (continued)

Note 4 - Administration Fees (continued)

For the performance of certain specific administrative tasks, such as the issuance of an audit confirmation letter, the preparation of semi-annual financial statements or the use of accounting principles other than Luxembourg Generally Accepted Accounting Principles, the Administrator shall also be entitled to receive out of the assets of the Series Trust remuneration for such services in such amount as may be agreed between the Administrator and the Trustee. The Administrator will also be entitled to be reimbursed by the Trustee out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses and disbursements reasonably incurred by it in the performance of its duties.

Note 5 - Custody Fees

The Custodian is entitled to receive a fee (the "Custodian Fee") of 0.025% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day, payable quarterly in arrears by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust, for providing custody services.

The initial Custodian Fee that accrues for the period from (and including) the Initial Closing Day to the last Business Day of September 2021 was paid to the Custodian on a prorated daily basis based on the Net Asset Values as at the close of business in Luxembourg on each Valuation Day during such period. The Custodian shall also be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all ancillary fees for all ancillary services (including without limitation the processing of external currency transactions as notified to the Custodian by the Manager (or its delegate) in accordance with the Series Trust's investment objective, policies and restrictions) that may be performed by the Custodian for the account of the Series Trust in such amount as may be agreed between the Trustee and the Custodian from time to time.

The Custodian is also entitled to receive any other fees agreed between the relevant parties and to be reimbursed out of the assets of the Series Trust for all out-of-pocket expenses and disbursements properly incurred by it, including the fees and expenses of all sub-custodians, in the performance of its duties.

Note 6 - Investment Manager Fees

The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Investment Manager Fees will be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

Note 7 - Distribution Fees

Each of the Distributors is entitled to receive a fee of 0.70% per annum of the Net Asset Value attributable to the US Dollar Class Units accrued on and calculated as at each Valuation Day multiplied by the fraction of Units in issue for which the Distributor is Unitholder divided by the total number of US Dollar Class Units in issue, and payable monthly in arrears ("Distribution Fees"). The Distribution Fees will be payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust.

Note 8 - Agent Member Company Fees

The Agent Member Company is entitled to receive a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value attributable to the US Dollar Class Units, accrued on and calculated as at each Valuation Day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees will be paid by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust.

Note 9 - Trustee Fees

The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of USD 10,000 per annum payable annually in advance out of the Operational Costs Fees.

The Trustee is also entitled to be reimbursed out of the Operational Costs Fees for all out-of-pocket expenses and disbursements properly incurred by it in the performance of its duties.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025 (continued)****Note 10 - Manager Fees**

The Manager is entitled to receive out of the Operational Costs Fees a management fee of USD 5,000 per annum payable monthly in arrears. For the avoidance of doubt, the Manager may decide in its sole discretion to reduce or waive the payment of the Manager Fees.

Note 11 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	12,819
Distribution fees	55,549
Administrator fees	17,947
Custodian fees	6,410
Professional fees	24,900
Agent Member Company fees	2,560
Fee Agent fees	30,733
Accrued expenses	<u>150,918</u>

Note 12 - Distributions

The policy in relation to the Series Trust, in respect of the US Dollar Class Units, is not to make distributions in respect of such class of Units to Unitholders but instead to reinvest all the Series Trust's net income and realised capital gains. Accordingly, an investment in the Series Trust may not be suitable for investors seeking current returns.

For the year ended March 31, 2025, the Series Trust did not distribute any dividend to Unitholders.

Note 13 - Taxation

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, estate, transfer, sales or other taxes payable by the Series Trust or withholding taxes applicable to the payment by the Series Trust to the Unitholders or to the payment of net asset value upon repurchase of Units.

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains taxes until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time. The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Operations. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Operations. No withholding tax expense was paid or payable during the year ended March 31, 2025.

The Selected Fund may choose to invest in entities domiciled in countries other than Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Selected Fund. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Selected Fund's broker on a 'withholding' basis.

The Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025 (continued)****Note 13 - Taxation (continued)**

As at March 31, 2025, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefit in the financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

Note 14 - Terms of subscriptions and repurchasesInitial Offering Period

Investors may subscribe for US Dollar Class Units during the Initial Offering Period by sending a completed Application Form (together with supporting documentation to verify such investor's identity, as set out in the Application Form and source of subscription monies) to the Administrator so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the last day of the Initial Offering Period or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on the Initial Closing Day. Payment must be made in US Dollars. No third party payments will be accepted. An incomplete Application Form may, in the discretion of the Manager, be held over to the first Dealing Day following receipt of a completed Application Form and US Dollar Class Units will then be issued at the relevant Net Asset Value per Unit on such Dealing Day.

Subsequent Subscriptions

Investors wishing to subscribe for US Dollar Class Units on a Dealing Day on or after the Initial Closing Day, must send a completed Application Form or a simplified subscription form (as the case may be), for the purchase of US Dollar Class Units (together with, if not previously provided, supporting documentation to verify the identity of the applicant and source of subscription monies) to the Administrator so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the relevant Dealing Day or by such other times and/or days as the Manager may in its sole discretion determine. An incomplete Application Form may, in the discretion of the Manager, be held over to the first Dealing Day following receipt of a completed Application Form and Units will then be issued at the relevant Net Asset Value per Unit applicable to such Dealing Day.

The subscription monies must be remitted in full by telegraphic transfer from an account in the name of the applicant for the account of the Series Trust for a cash settlement date on or before the date three Business Days from and excluding the relevant Dealing Day. Payment must be made in US Dollars. No third party payments will be accepted.

Repurchases

A Unitholder may make a repurchase request to the Administrator on each Repurchase Day in respect of Units of a class of Units for which subscription proceeds have been received by the Administrator. In order to make a repurchase request, a Unitholder, must submit a completed repurchase notice (the "Repurchase Notice") to the Administrator by facsimile to the facsimile number specified in the Repurchase Notice (notwithstanding, the Administrator may provide alternative method(s) to such submission.) specifying the number of Units and the relevant class of Units to be repurchased so as to be received by the Administrator by no later than 11.00 a.m. (Luxembourg time) on the relevant Repurchase Day, or by such other time and/or days as the Manager may, in its sole discretion, determine (the "Repurchase Notice Deadline").

The repurchase price per Unit will be calculated as the Net Asset Value per Unit as at the relevant Repurchase Day (or if that Repurchase Day is not also a Valuation Day then on the immediately preceding Valuation Day) (the "Repurchase Price").

The Repurchase Notice once served is irrevocable, unless the Manager, after consultation with the Trustee, determines otherwise. The Manager may, in its sole discretion, hold over any Repurchase Notice received after the Repurchase Notice Deadline until the next following Repurchase Day and repurchase the relevant Units at the relevant Repurchase Price on that Repurchase Day.

Upon receipt of a Repurchase Notice by the Repurchase Notice Deadline, and save as described below, the relevant Units will be repurchased at the Repurchase Price. The minimum number of Units that may be the subject of a repurchase request by a Unitholder on any Repurchase Day is 1 Unit and thereafter in 1 Unit increments, unless the Manager determines otherwise.

*US Dynamic Growth***Notes to the Financial Statements as at March 31, 2025 (continued)****Note 14 - Terms of subscriptions and repurchases (continued)**Repurchases (continued)

In order to comply with regulations aimed at the prevention of money laundering in any applicable jurisdiction, the Administrator reserves the right to request such information as it considers necessary in order to process any Repurchase Notice. The Administrator may refuse to process any Repurchase Notice or delay payment of repurchase proceeds if a Unitholder submitting Units for repurchase delays in producing or fails to produce any information required by the Administrator or if such refusal is necessary to ensure the compliance by the Trustee or the Administrator with any anti-money laundering or law in any jurisdiction.

Where a Repurchase Notice is accepted, the Units will be treated as having been repurchased with effect from the relevant Repurchase Day irrespective of whether or not such Unitholder has been removed from the Register or the Repurchase Price has been determined or remitted. Accordingly, from the relevant Repurchase Day, Unitholders in their capacity as such will not be entitled to or be capable of exercising any rights arising under the Trust Deed with respect to Units being repurchased (including any right to receive notice of, attend or vote at any meeting of the Series Trust) save the right to receive the Repurchase Price and any distribution which has been declared prior to the relevant Repurchase Day but not yet paid (in each case with respect to the Units being repurchased). Such repurchasing Unitholders will be creditors of the Series Trust with respect to the Repurchase Price. In an insolvent liquidation, repurchasing Unitholders will rank behind ordinary creditors but ahead of Unitholders.

Note 15 - Subsequent events

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through July 31, 2025, the date on which these financial statements were made available to be issued.

From April 1, 2025 to July 31, 2025, there were subscriptions of units of USD 910,754 and repurchases of units of USD 3,375,873.

There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2026年7月末日現在)

	米ドル（IVを除く）	円（IVを除く）
I. 資産総額	106,674,531.34	17,144,730,677
II. 債務総額	169,419.70	27,229,134
III. 純資産総額（I－II）	106,505,111.64	17,117,501,543
IV. 発行済口数	791,241口	
V. 1口当たり純資産価格（III／IV）	134.61	21,635

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A.

取扱場所 ルクセンブルク大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

（ロ）受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産総額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、ファンドが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」（ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語）ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、ファンドの（当該法で定義された）「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2026年7月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約11,813万円）です。
過去5年間に於いて、主な資本金の額の増減はありません。

（2）会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に關する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	18	2,570,814,986 米ドル
			9,609,816 ユーロ
			55,405,738 豪ドル
			37,576,717,398 円
			4,321,941,212 トルコリラ
	私募	7	98,031,017,575 円
	その他	8	47,023,674,518 円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで）の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【貸借対照表】

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	160,000	25,715	170,000	27,322
その他の収入	4	28,950	4,653	62,322	10,016
		<u>188,950</u>	<u>30,368</u>	<u>232,322</u>	<u>37,339</u>
費用					
監査報酬		6,489	1,043	4,340	698
取締役報酬	9(c)	107,606	17,294	107,053	17,206
その他費用		2,457	395	5,015	806
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,732</u>	<u>116,408</u>	<u>18,709</u>
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
税金	5	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
当期利益および					
当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,636</u>	<u>115,914</u>	<u>18,630</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,715	170,000	27,322
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	139
現金および現金同等物	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
資産合計		2,313,157	371,771	2,126,855	341,828
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,745
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	22,054	-	-
未払金		4,328	696	4,339	697
負債合計		141,546	22,749	27,642	4,443
純資産		2,171,611	349,021	2,099,213	337,386
株主資本					
資本金	8	735,000	118,129	735,000	118,129
利益剰余金		1,436,611	230,892	1,364,213	219,256
株主資本合計		2,171,611	349,021	2,099,213	337,386

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	118,129	1,248,299	200,627	1,983,299	318,756
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,630	115,914	18,630
2024年12月31日および 2025年1月1日現在	735,000	118,129	1,364,213	219,256	2,099,213	337,386
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,636	72,398	11,636
2025年12月31日現在	735,000	118,129	1,436,611	230,892	2,171,611	349,021

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,636	115,914	18,630
調整：					
受取利息	4	(28,760)	(4,622)	(62,436)	(10,035)
		43,638	7,013	53,478	8,595
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,607	15,000	2,411
直接持株会社に対する債務の（減少）／増加		(23,303)	(3,745)	6,551	1,053
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	22,054	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	139	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,852)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(337)
営業活動より生じた／（に使用した）現金		168,406	27,066	(355,464)	(57,130)
受取利息	4	28,760	4,622	62,436	10,035
営業活動による／使用した正味キャッシュ・フロー		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
現金および現金同等物の純増（減）額		197,166	31,689	(293,028)	(47,095)
期首における現金および現金同等物		1,955,991	314,367	2,249,019	361,462
期末における現金および現金同等物		2,153,157	346,055	1,955,991	314,367
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	2,153,157	346,055	1,955,991	314,367

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド（Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands）に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBS グループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス（香港）リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル（「USD」）で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を（特段の定めがない限り）初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項（続き）

I A S 第21号の改訂：交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如（I A S 第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂）」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂された I F R S 会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂 I F R S 会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

I F R S 第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、I A S BはI A S 第1号財務諸表の提示に置き換わる I F R S 第18号を発表した。I F R S 第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表（P F S）および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、I F R S 第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準（続き）

IFRS第9号およびIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、IASBは「IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」（本改訂）を公表した。本改訂には以下が含まれる：

- ・金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および（特定の条件を満たす場合に）電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入
- ・環境・社会・ガバナンス（ESG）および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス
- ・「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化
- ・偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

IFRS会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、IASBはIFRS会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」、IFRS第7号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、IFRS第9号「金融商品」、IFRS第10号「連結財務諸表」、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
 - i) 会社を支配している、または共同支配している。
 - ii) 会社に重要な影響を与える。
 - iii) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
 - i) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
 - ii) 一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
 - iii) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
 - iv) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
 - v) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - vi) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - vii) (a)(i)に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
 - viii) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが小さく短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

金融商品：

（i）分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「SPPI」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「FVPL」）

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

(ii) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買（通常取引）は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

(iii) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債（純損益を通じて公正価値で測定するものを除く）は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

(iv) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される。

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

実効金利法（「E I R」）は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格（純額）へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失（「E C L」）は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

（v）認識の中止

以下の場合、金融資産（または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部）の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは（a）会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または（b）会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失（「E C L」）アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間E C Lに基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない場合がある。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値／売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ（実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用）およびインカムアプローチ（入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル）などがある。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格（未調整）。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する（全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく）。

引当金

（法的または推定的な）現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針（続き）

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間（または状況に応じこれよりも短い期間）にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株（2024年：735,000株）普通株式		
1株につき1米ドル（2024年：1米ドル）	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する／に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社／直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス（シンガポール）リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記1に記載のとおり、2025年7月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス（香港）リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社であるUBS AGに譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス（香港）リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス（香港）リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針（過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている）に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	合計
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方にに基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	137,218	-	-	-	137,218
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12 カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	23,303	-	-	-	23,303

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル（2024年：5,000米ドル）を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）＊
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
日本エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）＊
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド（適格機関投資家限定）＊
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）＊
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）＊
新生ワールドラップ・ステープル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBIーピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド＊
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース
プレミアム・キャリー戦略ファンド

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ（続き）

B SMDグローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
東海東京スビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド
L G Tグローバル・プライベート・クレジット・ファンド
KKRプライベート・マーケット・エクイティ・ファンド
UBSトリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド#
UBS欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド#
UBS米国銀行株式ストラテジー・ファンド#
UBSテキサス州株式ストラテジー・ファンド#
UBS米国債ファンド#
コロンビアU Sコントラリアン・ファンド#
UBSオーストラリア リート ストラテジー・ファンド#
UBSストラテジー・ファンド#

* 当該ファンドは2025年に終了。

当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
REVENUE			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
EXPENSES			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
ASSETS			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		<u>4,328</u>	<u>4,339</u>
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
NET ASSETS		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,436,611</u>	<u>1,364,213</u>
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>


Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

Amendments to IAS 21: *Lack of exchangeability*

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person:
 - i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
 - i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(i) **Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) Initial measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) Subsequent measurement

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares		
of USD1 (2024: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
 (An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

Maximum exposure and year-end staging

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
Total	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
Total	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 US Municipal Bond Fund
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Meister's Collection
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund
 PIMCO Short Term Strategy
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
 AUD Short Term Bond Fund*
 Insight Alpha
 US Dynamic Growth
 Premium Carry Strategy Fund
 BSMD Global Advantage
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund
 Japan Equity Premium Strategy Fund
 Global Select Carry Strategy Fund
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund
 LGT Global Private Credit Fund
 KKR Private Markets Equity Fund
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#
 UBS US Treasuries Fund#
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#
UBS Strategy Fund#

* The funds were terminated during 2025.

The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

4 【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動（以下「利益相反」といいます。）に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および／または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社（適切な場合）は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります。このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5 【その他】

（１）定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟およびその他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月３１日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)（「受託会社」）

（イ）資本金の額

2026年7月末日現在の額は、100米ドル（1万6,072円）です。

（ロ）事業の内容

エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド（旧名称：エリアン・フィデューシャリー・サービスズ（ケイマン）リミテッド）（以下「ICSC L」といいます。）の完全子会社です。ICSC Lは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法（改正済）に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSC Lは2022年11月にコーポレーション・サービス・カンパニーに買収され、現在は非上場企業です。

（2）ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

（イ）資本金の額

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A.の2025年3月末日現在の資本金の額は、28,000,000ユーロ（約52億円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）によります。

（ロ）事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A.は、ルクセンブルク大公国 エスペランジュ L-5826 ガスペリッシュ通り33番 A棟に登録事務所を有する、ルクセンブルク大公国において、同国の法律に基づき株式会社（société anonyme）として組成された銀行で、1990年2月2日に設立されました。

（3）UBS証券株式会社（「代行協会員」）

（イ）資本金の額

2025年12月末日現在 449億円

（ロ）事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

（４）株式会社三井住友銀行（「販売会社」）**（イ）資本金の額**

2026年3月末日現在 17,710億円

（ロ）事業の内容

株式会社三井住友銀行は、2001年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。2002年12月、株式移転により持株会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループを設立し、その子会社となりました。2003年3月には、わかしお銀行と合併しています。

株式会社三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、さらには有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。株式会社三井住友フィナンシャルグループの下、他の傘下グループ企業と一体となって、顧客に質の高い複合金融サービスを提供していきます。

（５）SMB C日興証券株式会社（「販売会社」）**（イ）資本金の額**

2026年6月末日現在 1,350億円

（ロ）事業の内容

SMB C日興証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMB C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

（６）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)（「報酬代行会社」）**（イ）資本金の額**

2025年12月末日現在 3億8,600万米ドル（約620億3,792万円）

（ロ）事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスビーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行（1862年設立）とスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社（Aktiengesellschaft）として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」といいます。）に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門（グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク）およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに

属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国プルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびプルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

（７）野村アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

2026年6月末日現在 171億円

（ロ）事業の内容

野村アセットマネジメント株式会社は、日本を代表する投資運用会社であり、野村グループの持株会社である野村ホールディングス株式会社の主要子会社です。野村アセットマネジメント株式会社は、1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社（1959年設立）と野村投資顧問株式会社（1981年設立）が合併して設立されました。野村アセットマネジメント株式会社は、日本国内外の様々な投資家に対して、直接または海外子会社を通じて、投資助言および資産運用等のサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

（１）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

（２）ノムラ・バンク（ルクセンブルク）S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。

（３）UBS証券株式会社

日本における代行協会員業務を行います。

（４）株式会社三井住友銀行

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

（５）S M B C 日興証券株式会社

ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。

（６）ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（UBS AG, London Branch）

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

（７）野村アセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

３【資本関係】

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（管理会社）、UBS証券株式会社（代行協会員）およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店（報酬代行会社）は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法（その後の改正を含む。）（以下「銀行・信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法（その後の改正を含む。）またはケイマン諸島の地域会社（管理法（その後の改正を含む。））の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
 - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
 - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。）は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合（または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合）を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995（3,224のマスター・ファンドを含む。）であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、（2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される）クローズド・エンド型ファンドおよび（2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される）限定投資家ファンド（以下に定義される）が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法（その後の改正を含む。）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

（a）投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

（b）投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

（a）投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法（その後の改正を含む。）に基づき免許を付与された者

（b）ケイマン諸島の建設社会法（その後の改正を含む。）またはケイマン諸島の友好社会法（その後の改正を含む。）に基づき登録された者

（c）非ファンド・アレンジメント（プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント）

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィードラー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィードラー・ファンド」という。）のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィードラー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者（一つ以上の規制フィードラー・ファンドを含む。）に対して（直接的または仲介業者を通して間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の（改正）ミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含む。）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

（a）一投資家当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

（b）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができない（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する。）。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条（3）に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル／100,000米ドルと同等の額）の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項（当該要項はCIMAに提出しなければならない。）に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項（または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を発表することがある。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

（a）投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含む。）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式（または適用される条件）によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託（年次申告書）規則（その後の改正を含む。）に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役（場合によっては、マネージャーまたは役員）の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、（数の制限なく）複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
- (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

- (i) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

- (ii) 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法（その後の改正を含む。）（以下「BOT法」という。）において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、（管理する投資信託の数によって）24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、（管理する投資信託の数によって）36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法（その後の改正を含む。）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる。）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- (i) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - (vi) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること（すなわち会社が支払能力を維持すること）を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含む。）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としてない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロス・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（その後の改正を含む。）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。）当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法（その後の改正を含む。）の下、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- (ii) 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において）維持する。
- (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法（その後の改正を含む。）に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- (v) リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を（ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において）維持する。
- (vi) 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は（免除会社と同様に）独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ／プラン・ビークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド（代替投資ビークルを含む。）に関連してますます活用されている。
- (d) とりわけ、オンショア・オフショアのファンド構造においてオンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用能率をもたらし、かかる構成における異なるビークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法（第三者の権利法）（その後の改正を含む。）によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

（a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

（b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

（c）規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

（d）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

（e）規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

（f）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

（a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

（b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

（c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

（d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
 - (e) また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条（管理投資信託）、第4（3）条（登録投資信託）または第4（4）（a）条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- （a）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- （b）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- （a）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- （b）免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- （c）BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
- （d）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- （e）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- （f）免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- （g）免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- (iii) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

（c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。

（a）第8.15項の義務に従わない場合。

（b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

（a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。

（b）投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94条（4）によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

（c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。

（a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。

（b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。

8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合（たとえば、投資信託の受託者である場合）、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとの一般的な法の執行

9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。

（a）規制投資信託

（b）免許投資信託管理者

（c）規制投資信託であった者

（d）免許投資信託管理者であった者

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

（a）第9.1（a）項ないし9.1（d）項に規定された人物の債権者集会に出席すること。

（b）和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。

（c）かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。
- (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
- (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事項。
- (c) 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。

- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法（その後の改正を含む。）、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（その後の改正を含む。）（以下「犯罪収益法」という。）またはケイマン諸島の薬物濫用法（その後の改正を含む。）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
- (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (c) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関係する場合。
- (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
- (e) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
- (f) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合（ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。）。
- (g) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- （j）投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依り）投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 ケイマン諸島の契約法（その後の改正を含む。）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- （ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類も投資信託（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

- (b) 一般的には、当該契約は投資信託（または受託会社）と締結されるため、投資信託（または受託会社）が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第257条

会社の役員（またはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法（その後の改正を含む。）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している（参照：第7.17（d）項）。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）項、第6.3（i）項および第6.4（e）項参照）。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（その後の改正を含む。）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（a）に基づき免許を取得している受託会社、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

（i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

（ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

- (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
 - (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5（2）（a）条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域（以下「同等の法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（その後の改正を含む。）の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または本規則第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条（1）および第4条（6）に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(x x ii)、(x x iii)および(x x iv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
 - (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (x x i) 以下の記述。
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）。
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2025年9月30日	有価証券報告書（第4期）
2025年9月30日	有価証券届出書
2025年12月26日	半期報告書（第5期中）
2025年12月26日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

用語集

「販売会社」 「日本における販売会社」	受益証券の販売会社としての地位を有する株式会社三井住友銀行 および／またはS M B C日興証券株式会社をいいます。
「国内約定日」	申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認 した日（通常、申込日または買戻日（場合によります。）の日本 における翌営業日）をいいます。
「取引日」	2021年9月28日およびそれ以降の各ファンド営業日および／また はファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随 時決定するその他の日をいいます。
「国内営業日」	東京の金融商品取引所が取引を行う日および東京の銀行が営業を 行う日（土曜日および日曜日を除きます。）をいいます。
「ファンド営業日」	東京、ニューヨーク、ロンドン、ダブリンおよびルクセンブルク の銀行が営業を行う日（土曜日、日曜日および毎年12月24日を 除きます。）またはファンドに関して管理会社が随時決定するそ 他の場所におけるその他の日をいいます。
「代行協会員」	外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口 当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見 書、決算報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商 品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証 券業協会の協会員をいい、本ファンドに関してはUBS証券株式会 社をいいます。
「口座約款」	「外国証券取引口座約款」および他所定の約款をいいます。

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106 Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
URL www.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラストであるUSダイナミック・グロース（以下、「本シリーズ・トラスト」という）の2025年3月31日時点の投資明細書を含む純資産計算書、同日終了の会計年度における損益計算書、株主資本等変動計算書からなる財務諸表、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記について監査を行った。

当監査法人の意見では、添付された財務諸表はすべての重要な点において適正に表示され、2025年3月31日時点の本シリーズ・トラストの財務状況および同日終了の会計年度における財務業績は、一般に認められたルクセンブルクの会計原則（以下、「ルクセンブルクGAAP」という）に準拠して適正に表示されている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に準拠し監査を実施した。同基準に基づく当監査法人の責任については、監査報告書の「財務諸表監査における監査法人の責任」の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下、「IESBA倫理規程」という）および当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA倫理規程に準拠してその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

財務諸表に対する経営者および統治責任者の責任

経営者は、ルクセンブルクGAAPに準拠して財務諸表を作成し、適正に表示する責任を負う。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、経営者は本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、経営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はこの限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視に責任を有する。

財務諸表監査における監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施する監査において常にこれを発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、また、個別にまたは集計するとこれらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を与えることが合理的に見込まれる場合に、重要性があるとみなされる。

当監査法人は、ISAに従って実施する監査の一環として、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。また、当監査法人は、

不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを特定および評価し、これらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。これは、不正には共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。

状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。ただし、これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

採用された会計方針の適切性、ならびに経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

経営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において、財務諸表における関連する開示事項に対して注意喚起し、当該開示が不十分である場合は、監査意見を修正する必要がある。当監査法人の意見は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続できなくなる可能性がある。

開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容を評価するとともに、財務諸表の適正表示を実現する方法で対象取引や事象が表示されているかどうかについても評価を行う。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

2025年7月31日

[次へ](#)

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of US Dynamic Growth (the “Series Trust”), a series-trust of UBS Universal Trust (Cayman) III which comprise the statement of net assets, including statement of investments as at March 31, 2025, the statements of operations, changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2025, and its financial performance for the year then ended in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles (“Luxembourg GAAP”).

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

July 31, 2025

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY 1-1106
Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
Fax+1 345 949 7164
Webサイト www.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラストであるUSダイナミック・グロース（以下、「本シリーズ・トラスト」という）の2026年3月31日時点の投資明細書を含む純資産計算書、同日終了の会計年度における損益計算書、純資産変動計算書からなる財務諸表、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記について監査を行った。

当監査法人の意見では、添付された財務諸表はすべての重要な点において適正に表示され、2026年3月31日時点の本シリーズ・トラストの財務状況および同日終了の会計年度における財務業績は、一般に認められたルクセンブルクの会計原則（以下、「ルクセンブルクGMP」という）に準拠して適正に表示されている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に準拠し監査を実施した。同基準に基づく当監査法人の責任については、監査報告書の「財務諸表監査における監査法人の責任」の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（以下、「IESBA倫理規程」という）および当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立しており、これらの要件およびIESBA倫理規程に準拠してその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと確信している。

その他の情報

経営者は、その他の情報に対して責任を有する。その他の情報は、発行済受益証券口数の変動計算書および統計情報で構成される。

財務諸表に対する当監査法人の意見には、その他の情報は含まれておらず、当監査法人は当該その他の情報に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務諸表監査に関連して、当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、その他の情報が財務諸表または監査の過程で得た知識と重要な不整合があるか、あるいは重要な虚偽表示の兆候があるかどうかを検討することにある。当監査法人が実施した業務に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があると結論付けた場合には、当監査法人はその旨を報告することが求められている。この点に関して、当監査法人に報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者および統治責任者の責任

経営者は、ルクセンブルクGMPに準拠して財務諸表を作成し、適正に表示する責任を負う。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、経営者は本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、経営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はこの限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告プロセスの監視に責任を有する。

財務諸表監査における監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重大な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施する監査において常にこれを発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、また、単独でまたは全体としてこれらの財務諸表に基づいて利用者が行う経済的意思決定に影響を与えることが合理的に予想される場合に、重要性があるとみなされる。

当監査法人は、ISAに従って実施する監査の一環として、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持する。また、当監査法人は、

不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示リスクを特定および評価し、これらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬により生じる重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。これは、不正には共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。

状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。ただし、これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

採用された会計方針の適切性、ならびに経営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の妥当性を評価する。

経営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項に注意を喚起し、または当該開示が不適切である場合は、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の意見は、監査報告書の

発行日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続できなくなる可能性がある。

開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容を評価するとともに、財務諸表の適正表示を達成する形で対象取引や事象が表示されているかどうかについても評価を行う。

当監査法人は、統治責任者に対して、他の事項のなかでもとりわけ、計画した監査の範囲とその実施時期、および監査の実施過程で特定した内部統制の重大な不備を含む重要な監査所見について報告を行う。

2026年7月23日

[次へ](#)

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of US Dynamic Growth (the "Series Trust"), a series-trust of UBS Universal Trust (Cayman) III which comprise the statement of net assets, including statement of investments as at March 31, 2026, the statements of operations, changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2026, and its financial performance for the year then ended in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles ("Luxembourg GAAP").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the statement of changes in units outstanding and statistical information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

July 23, 2026

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社）

意見

当監査法人は、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という）の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（以下、「ISA」という）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程（以下、「規程」という）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる場合には重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書（続き）

UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド単独株主様
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング
公認会計士
香港
2026年5月22日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。